

権利擁護支援研究会
『身寄りなき人の終活支援』

視察報告書
<神奈川・愛知・関西・福岡>

2026年1月31日
奈良弁護士会

目次

1. 神奈川視察報告

2. 愛知視察報告

3. 関西視察報告

◆ 枚方市 28/78

◆ 京都市 38/78

4. 福岡視察報告

◆ 福岡市 46/78

◆ 大川市 59/78

※その他資料は、下記で閲覧可能です。ダウンロード可能期間があります。



→ URL: <https://www.naben.or.jp/event/9904/>

神奈川県南足柄市社会福祉協議会視察報告書

全体概要・まとめ

人口規模が葛城市と同程度の自治体社協における、身寄りのない方を支える地域資源としての独自事業（みまもり・入院入所時支援サービス・保証サービス・死後事務手続きサービス）の成立し、内容、実情について報告する。奈良県から遠く離れた地域であるが、限られた予算・人員の中で、現場のニーズ調査に基づき事業を構築した結果、相談者や利用者から高い評価を得ていることは、地域を超えて示唆に富む。

◆ 観察先①

1. 基本情報

■ 観察先自治体名：社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会

※神奈川県南足柄市は面積約 77 km²（約 7 割が森林）、人口 38,830 人（高齢化率約 34%）の自治体

■ 担当部署・担当者名：地域福祉班あんしんセンター平川恵理子氏

■ 観察日： 2025（令和 7）年 10 月 17 日（金）

■ 同行者：奈良弁護士会 水丸貴美子、小谷桃子

2. 事業の概要

■ 事業名：①アンカーサポート

②エンディングノート「もしものときにひらく『わたしのしおり』」

■ 開始年度： 令和 3 年度 事業開始（平成 31 年度から検討開始）

■ 目的・背景：

比較的地縁・血縁のつながりがある地域だが、だからこそ地縁・血縁のない高齢者の孤立感が強い。きっかけは日常生活自立支援事業で対応が難しい事案が立て続けにあったこと。県社協の地域福祉活動支援事業（協働モデル助成）の協力により、年間 80 ～ 100 万円の助成金を 3 年間得、視察や課題検討会を経て地域のニーズ調査をしたところ、①在宅時に関する事、②入院入所に関する事、③死亡時に関する事の各場面で民生委員等が過度な役割を求められていることが分かった。本人のためにも、支援者のためにも「不安」を取り除くための、身寄りのない方を支える地域資源を整える必要があった。

■ 対象者： 次の①から⑤をすべて満たす方を想定している。①65 歳以上の一人暮らし又は夫婦のみの世帯。②南足柄市内に住所があり、実際に住んでいる。③支えてくれる親族がなく将来に不安を抱えている。④契約内容をしっかりと理解できる。⑤生活保護を受けていない。

■ 実施主体（市役所内課、社協委託、NPO 等）：南足柄市社会福祉協議会

3. 事業内容の詳細

■ 主な支援・事業内容

①アンカーサポート

Ⓐ 基本みまもりサービス¹

Ⓑ オプション

- 1 入院入所時支援サービス（金銭管理、書類預り、臨時サービス²。一応入所入院先の範囲として南足柄市・小田原市・県西8町としている。）
- 2 保証サービス（緊急連絡先や保証人に準じる事務手続き、預託金（50万円）からの支払等）³
- 3 死後事務手続きサービス

②エンディングノートの作成と配布（「わたしのしおり」というオリジナルエンディングノートの作成と配布（出前講座など）

※利用料：

①-Ⓐ 基本みまもりサービス：年会費6000円

①-Ⓑ 金銭管理サービス：1500円／回、

書類等預かりサービス：500円／月

臨時サービス：2000円／時間

保証サービス：1500円／時間 ※別途預託金⁴50万円

死後事務サービス：1500円／時間 ※別途預託金（必要経費+10万円）

■ 実施体制

あんしんセンターは職員3人で、日常生活自立支援事業と法人後見とアンカーサポートを担っている。また、事業審査会（委員構成：弁護士・司法書士、民生委員、市高齢介護課長、県社協権利擁護推進課）が新規契約、支援状況への助言、事業の在り方について助言等する。

■ 利用状況

現在の利用者数は4名。

¹ 訪問と電話による見守りが基本となる。ただ、「郵便局の『みまもり電話サービス』（<https://www.post.japanpost.jp/life/mimamori/howto.html#phone>）を利用したいが、利用には本人以外の通知先が必要なためその通知先になってほしい」というニーズに応じることもある。

² 必要な物品や自宅に届いた郵便を届けるサービス（タイムチャージ）もある。

³ 「医療サービスに関する事前意思表示書」の作成により医療同意の要請に対応したりもする。

⁴ 預託金の残額について推定相続人から「引受人」を指定してもらう。指定できない場合には公正証書遺言を作成してもらう。

■ 財源

南足柄市社会福祉協議会の独自事業。予算措置：年間約80万円程度。

南足柄市からの補助金額において、本事業について数十万円考慮されている。

4. 特徴的な取り組み

■ 他自治体と異なる独自の工夫点

- ・注釈1のように利用者のニーズに合わせて柔軟にサービスを組み立てている。
- ・入院入所などのターニングポイントになる出来事があると必要に応じて次のステージ（日常生活自立支援事業や法人後見）に移すことが、あんしんセンターでのワンストップでできる。
- ・エンディングノートの出前講座でアンカーサポートを紹介するなどして住民への周知に取り組んでいる。

■ 市民の反応や利用者の声

アンカーサポートを知って安心して相談のみで終了することも多く、事業の存在自体が市民の安心につながっているようである。

5. 課題と対応策

■ 担当者から聞いた課題

- ・本人の死後に遺族から、生前に本人が「社協さんが全部やってくれる」と言っていた、と言ってあれもこれも求められ誤解を解くのが大変なことがある。
- ・預託金の残額の処理のために公正証書遺言を作成してもらったが、本人死亡後、その公正証書遺言作成後に作成した自筆証書遺言が出てきて預託金の処理に時間がかかったことがある。
- ・遺言書の作成などで弁護士等との連携が必要だが、近隣に弁護士等の士業が少ない。

6. 観察を通じての学び・所感

■ 印象に残った点

神奈川県の山間部にあり、県内の主要鉄道であるJR線や小田急線の駅がないなど、県内でも人口減少と高齢化が進む地域である。そのような地域にある比較的小規模な社会福祉協議会において、寝屋川市や越谷市、足立区、飛騨市など様々な自治体の取組みを参考にしつつ、南足柄市のニーズに合わせた事業を構築している。ニーズの調査も福祉支援の現場の意見を丁寧に聞き取っており、熱意と堅実さを伺い知ることができた。そのようにして作られた事業だからこそ相談者・利用者の満足度も高いのだと推察される。

■ 自治体への示唆

人口規模でいうと、南足柄市は葛城市と同規模である。限られた予算と人員では、事業は小さく始めざるをえない。その際には、当該自治体においてどのようなニーズがあるの

か、という調査に重点を置いてその調査結果に基づいて事業内容を組み立てることが肝要である。このことをアンカーサポート事業は示している。

7. 添付資料

■ 配布資料一覧

ご利用までの流れ

相談

相談、説明を希望される方は、ご連絡ください。
内容、契約までの流れをご説明します。

面談

ご希望にそった支援が行えるよう、預貯金に関する
こと、お体のこと等をお聞きします。

計画

ご本人にあった支援の方針を立て、サービス内容
の計画を立てます。

審査

契約や計画内容が適切かどうか、審査をします。

契約

南足柄市社会福祉協議会と契約を結びます。

振込

契約後、預託金の振込を確認します。

開始

計画に基づくサービスを開始します。

相談窓口

南足柄市社会福祉協議会

あんしんセンター

電話 0465-72-2109

FAX 0465-74-3276

平日 8 時 30 分～17 時 15 分



これから的人生 伴走します

アンカーサポート



急に入院や入所になった時の手続を頼める人や
保証人になってくれる人がいない…

自分が亡くなったら時に葬儀等を頼む人がいない

**こんな時 お気軽に
ご相談ください！**

相談無料 秘密厳守

一緒に考えましょう！



**社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会
あんしんセンター**

サービス内容

基本みまもりサービス

必ずご契約いただく必須サービスです

定期的な訪問と、電話による見守りを行います。



オプション ご希望に応じてお選びください

入院入所時支援サービス

金銭管理サービス

- ・入院中等の金銭管理をお手伝いします。
- ・市役所などの事務手続きを支援します。



書類等預かりサービス

- ・年金証書や実印などの重要書類を貸金庫にてお預かりします。
- ・現金・貴金属・美術品等は対象外です。

臨時サービス

- ・急な入院や施設に入所する際、必要となる物品をお届けします。
- ・入院中に自宅に届いた郵便物をお届けします。

保証サービス 入院入所時支援サービスの契約が必要です

- ・入院や施設への入所の際に、緊急連絡先になります。
- ・指定された連絡先へ連絡をとります。
- ・説明の立会いや保証人に準ずる事務手続きを行います。
- ・入院入所費用等は預託金から支払います。

死後事務手続きサービス

- ・死亡時の葬儀、埋葬などに関する手続きを行います。
例：遺体の引き取り、葬儀社への連絡、親族への連絡、火葬、埋葬を行います。
- ・入院・入所先にある荷物の引き上げをします。
- ・預託金による葬儀、埋葬費用の支払いをします。
- ・その他、協議の上、必要な費用の支払いや手続きを行います。

利用できる方

65歳以上の人暮らし、または夫婦のみの世帯で、
次のすべてに該当する方

- ・南足柄市内に住所があり、お住まいの方
- ・支えてくれる親族がなく、将来に不安を抱えている方
- ・契約の内容をしっかり理解できる方
- ・生活保護を受けていない方



利用料金



		利用料	預託金
年会費 (基本みまもりサービス)		6,000円／年	なし
オ プ シ ョ ン	入院入所時 支援 サービス	金銭管理サービス 500円／1ヶ月	なし
	書類等預かりサービス	1,500円／1回	なし
	臨時サービス	2,000円／時間	なし
保証サービス		1,500円／時間	50万円
死後事務手続きサービス		1,500円／時間	葬儀・埋葬に 必要な経費 +10万円

※必要に応じて使用した交通費として、公共交通機関の利用料金または自動車の場合1km50円を別途頂きます。



「アンカーサポート」～名前に込められた2つの想い～
 ①人生を“リレー”に見立て、今まで頑張ってきた方の人生の最終段階を伴走し、サポートするという想い
 ②船の錨（いかり、アンカー）は、船が漂流しないように、海底に置かれるおもり。人生に起きた荒波に耐え、漂流してしまわないよう、アンカーのようにサポートしたいという想い

神奈川県松田町社会福祉協議会視察報告書

全体概要・まとめ

常勤職員 5 名という小規模な社会福祉協議会で、令和 7 年 1 月より終活支援サービスを開始させた。松田町の人口も約一万人と少ないが、高齢化率は 35% を超えており、地域柄、不動産の処分や空き家対策について高い関心がある。

現在は 1 件目の契約成立を待つ段階ではあるが、顧問弁護士をはじめとした専門職と連携し専門的助言を受けながら事業を進める松田町社協の終活支援サービスは、小規模自治体のモデルになるものである。

◆ 観察先①

1. 基本情報

■ 観察先自治体名：

社会福祉法人松田町社会福祉協議会

神奈川県松田町面積 37.75 km² (94% が山間部)、人口 10,231 人 (高齢化率 35.6%)

■ 担当部署・担当者名：事務局長工藤義孝氏、事務局次長小嶋利和氏、青木淳子氏

■ 観察日： 2025 (令和 7) 年 10 月 17 日 (金)

■ 同行者：

奈良弁護士会 水丸貴美子、小谷桃子

2. 事業の概要

■ 事業名：

終活支援サービス

■ 開始年度：

令和 5 年 10 月 松田町から打診

令和 7 年 1 月 事業開始

■ 目的・背景：

令和 5 年 10 月、松田町より、空き家対策の一環として終活事業、相談窓口を設置してほしいと打診を受けた。松田町では空き家問題が深刻化している。もっとも、空き家についての処分の話などになると専門家でないと対応が難しいため、終活に関する相談窓口を設置することとなった。

実際に、令和 5 年 12 月、松田町社協が事業開始に向けて松田町内の 75 歳以上の一人暮らし高齢者 (285 世帯) へアンケートを実施したところ、6 割が終活について興味があると回答し、見守りや、救急搬送時の同乗、入院入所の際の緊急連絡先を希望する声が多数あることが分かった。

令和 6 年度からは国の「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を利用し、神奈川県社

協から情報提供を受けたり、南足柄市社協、秦野市社協及び相模原市社協への視察等を行い、令和7年1月より事業開始するに至った。

- 対象者：下記(1)から(8)をすべて満たす者を想定している。

- (1)松田町に住民票があり、居住している
- (2)一人暮らし
- (3)満65歳以上
- (4)支援可能な家族がない
- (5)事業の契約内容を理解できる判断能力がある
- (6)生活保護を受給していない
- (7)負債がない
- (8)契約時に必要な預託金が一括で支払える

- 実施主体（市役所内課、社協委託、NPO等）：

松田町社会福祉協議会

3. 事業内容の詳細

- 主な支援・事業内容

（例：エンディングノート普及、相談窓口、講座・イベント、専門職との連携など）

- 定期的な見守りサービス

（定期的な電話連絡、自宅訪問、エンディングノートの内容確認）

- 死後事務手続きサービス

（葬儀・火葬・納骨、入院・入所等の精算、行政官庁への届け、ライフラインの解約など）

- オプションサービス

（アパート等の解約、家財等の処分）

- 必要な費用

初期事務手数料20,000円（税込）、年間利用料12,000円（税込）/年、預託金（死後事務委任用）200,000円以上、執行費報酬（預託金合計額の1割もしくは5万円（税込）のいずれか低いほう）

- 預託金等の引受人がいない人は、別途公正証書遺言を作成してもらう

- 実施体制（職員数、配置、協力団体）

主担当1名ほか常勤職員でカバー（常勤職員5名、嘱託職員2名、非正規職員7名）
あしがら成年後見センター、顧問弁護士、法人後見審査会委員による専門的助言あり

- 利用状況（相談件数、参加者数、利用者層）

R7.1以降 相談件数が約5件

そのうち1件が現在契約準備中

- 財源（市費、国県補助金、他）

松田町において、令和7年度の予算として、446万円を計上（権利擁護支援事業委託

料名目)

4. 特徴的な取り組み

■ 他自治体と異なる独自の工夫点

松田町社協は、他自治体と比べると圧倒的に小規模であるが、顧問弁護士の支援を受けながら活動をすることで、少ない人員でも事業を行うことができるようしている。

■ 成果が出ている取り組み（数値的実績・評価）

令和7年2月には、松田町社協の顧問弁護士による終活講座を開催し、終活支援サービスの普及活動を行った。60名の参加があり、終活や死後事務についての関心の高さがうかがえる。

■ 市民の反応や利用者の声

ニーズと合致していなかったり、支援してもらえる親族が現れたりするなどして未だ契約成立した事例は無いが、現在も契約準備中の事案があり、着実に町民の関心も高まっているようである。

5. 課題と対応策

■ 担当者から聞いた課題

- ・ 身元保証について。現在の事業内容には身元保証サービスが入っていない。実施するには、職員体制の整備が必要になる。
- ・ 財源確保の課題。国のモデル事業が今年度限りで終了することで、次年度以降の行政からの委託が不透明な状況にある。
- ・ 低所得者への対応。相談・契約に至らないのは預託金が払えないためか。生活保護受給者への対応。
- ・ 対象外のニーズとの関わり。地域柄、不動産処分、空き家対策への関心が高い。土業等専門職との連携。
- ・ 周知活動の充実。各種講座や地域包括の開催する教室等での紹介。
- ・ 預託金の取扱い。遺贈を希望された場合の対応。精算時に預託金が不足した場合の対応。

■ 対応や工夫の具体例

- ・ 自宅を処分したいという相談に対しては、松田町社協立会いのもとで土業を紹介し、問題解決に結びつけた。

6. 視察を通じての学び・所感

■ 印象に残った点

- ・ 松田町社協では主に権利擁護事業に関する内容について弁護士と顧問契約を締結しているとのことで、本事業立ち上げについても、顧問弁護士に多くのアドバイ

スを受けたそうである。

- ・ 松田町は奈良県内でいえば高市郡や、やや多めに見積もっても大淀町と同程度の人口で、社協の常勤職員も5名と、他の終活支援事業を実施している自治体と比較しても圧倒的に小規模である。松田町社協に白羽の矢が立ったのも、松田町社協が令和2年から法人後見事業を行っていたことに加え、小規模団体のモデル的役割を担う意味合いがあったようである。
 - ・ 今後、実際のサービス開始を待つ状況ではあるが、現場としては顧問弁護士の助けを借りながらであれば事業を行うことができる感触があることで、顧問弁護士への強い信頼が印象的であった。
- 自治体への示唆（導入可能性、参考にすべき点、注意すべき点）
- ・ 松田町社協の事例は、奈良県内で特に小規模の自治体においては非常に参考になると考えられ、他の専門職と連携し、専門的助言を受けることで、少ない人員をカバーすることが可能となる。
 - ・ 一方で、松田町社協の終活支援サービスには身元保証サービスは現時点では含まれていないため、サービスの範囲や、職員体制など、別途検討する必要がある。

7. 添付資料

- 配布資料一覧
- 写真（必要に応じて）

松田町社会福祉協議会

あんしんセンター

松田町社会福祉協議会あんしんセンターは、高齢の方や障害を持つ方が、住みなれた地域で安心して生活ができるよう **3つの事業** を行い、暮らしをサポートいたします。

障害のある子の
親亡き後が心配

頼れる親族がなく
将来が心配

通帳や大事な書類を
なくしてしまったうで不安

成年後見制度
について知りたい

事業①

日常生活
自立支援事業

認知症や障害等により判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用手続きや、医療費や福祉サービス、公共料金の支払いなど金銭管理などを行います。また、大切な書類（年金証書や通帳など）の預かりを行います。



事業②

法人後見事業

認知症や障害等により判断能力が十分でない方に代わり、本会が後見人等として福祉サービスの契約や財産の管理などを行います。



事業③

令和7年1月より開始

終活支援
サービス事業

身近に頼れる親族などがない方を対象に、契約に基づき、定期的な見守りや、ご自身が亡くなった後の葬儀等の手続きを行います。また必要に応じて借家等契約の解除と家財等の処分を行います。（費用につきましては、あらかじめ預託金として契約時にお預かりします。）

ご相談・お問い合わせ

相談は無料です

（それぞれの事業について、対象条件等がございます）

お気軽に
どうぞ！

社会福祉法人松田町社会福祉協議会

所 在 地

松田町松田惣領17-2 松田町健康福祉センター内

電 話

0465-82-0294

F A X

0465-82-9241

受付時間

月～金（祝祭日・年末年始を除く） 8時30分～17時15分



～未来のための～ 終活支援サービス案内

松田町あんしんセンター



社会福祉法人 松田町社会福祉協議会



松田町社会福祉協議会
松田町あんしんセンター

発行・編集 社会福祉法人松田町社会福祉協議会
〒258-0003 神奈川県足柄上郡松田町松田悠軒 17-2
松田町健康福祉センター内

TEL 0465-82-0294 FAX 0465-82-9241

月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始はお休み)

相談無料 秘密はお守りいたします

相談時間



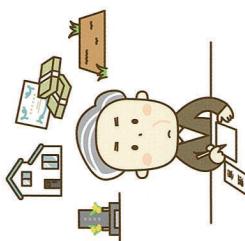
松田町あんしんセンター「終活支援サービス」とは

松田町にお住まいの一人暮らしの方を対象に、ご自身が亡くなつた後の葬儀・納骨、行政機関などへの届出、公共料金の精算などを、予めお預かりしたお金の範囲内を行うサービスです。

■ 対象となる方

※右記のすべてに該当する方を対象とします

- 1 松田町に住所を有し、居住している一人暮らしの方
- 2 満65歳以上の方で支援可能な家族がない方
- 3 事業の契約内容を理解する事ができる判断能力がある方
- 4 生活保護を受給していない方
- 5 負債がない方
- 6 契約時に必要な預託金が支払える方



■ サービス内容

① 定期的な見守りサービス

利用者の状況に応じた、定期的な電話連絡や自宅の訪問を行います。

アパート等の解約、家財等の処分

自宅の賃貸借契約の解除、自宅の明渡し及び残存家財処分を行います。



② 死後事務手続きサービス

利用者の亡くなつた後の、必要経費の支払い、行政官庁への諸届け、葬儀・納骨等必要な手続きを行います。

■ 契約までの大きな流れ

相談 | 松田町社会福祉協議会にご連絡ください。面談の日程を調整します。(相談は無料)

面談 | あなたの現在の状況や、死後に関する困りごと・希望をお聞きします。
※面談は数回行うことがあります。

申込 | 必要書類を添付し、申込書を提出していただきます。
※申込書・必要書類の内容を確認・審査をします。

契約準備 | 支援内容を検討し、計画書を作成します。預託金額を確定するために、葬儀・埋葬費用等の見積もり等の準備をしていただきます。

契約 | あなたと松田町社会福祉協議会が契約を結びます。預託金等の入金確認後
にサービス開始となります。

契約準備からサービス開始まで

3 ~ 6カ月程度



■ 契約時に必要な費用



業者見積額

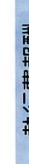
(家財処分費用等)



初期事務手数料
20,000円(税込)



年間利用料
12,000円(税込) / 年



預託金①
200,000円以上

(死後事務費用) 死後事務経費(死亡時の支払い)
入院費・入所費用等

業者見積額

(葬儀・火葬・納骨等の費用)



預託金②

名古屋市視察報告書

全体概要・まとめ

- ・名古屋市では、終活支援サポート事業として、資力制限のある事業と制限のない事業の2種類の事業を展開していた。両事業の内容の違いや、違いのある事業を併用することのメリット・デメリットなど、奈良でも参考になると思われる。
- ・視察時点において資力制限のない事業（なごやかエンディングサポート事業）は、新規受付を終了していたが、事業開始の経緯や事業内容等の詳細について説明を受けることができ、両制度を比較して検討することができた。

◆ 視察先

1. 基本情報

■ 視察先自治体名：

名古屋市

面積 326.43 キロ m²、人口 233 万 8873 人（高齢化率 25.5%）

※人口は令和 7 年 10 月 1 日、高齢化率は令和 6 年 10 月 1 日の資料

■ 担当部署・担当者名：

社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会

権利擁護推進部

次長 鈴木善史氏

主事 高須美貴氏

■ 視察日：

2025 年（令和 7 年）9 月 1 日（月）

■ 同行者

奈良市社会福祉協議会 井上啓子

奈良弁護士会 福本佳苗・大野邦明・河合大輔

2. 事業の概要

■ 事業名：

- ①なごやかエンディングサポート事業（資力制限なし：自主事業）
- ②あんしんエンディングサポート事業（資力制限あり：委託事業）

■ 開始年度・終了年度：

①なごやかエンディングサポート事業

・開始：令和 3 年 2 月～

・新規受付停止：令和 7 年 4 月 10 日

②あんしんエンディングサポート事業

- ・開始：令和4年10月～
- 目的・背景：
 - 身よりのない方からの死後事務についての相談が増えてきたことから、社会福祉協議会内で検討を重ね、死後委任事務を利用する形で身元保証のいらない支援を社協の自主事業として、なごやかエンディングサポート事業（①）がスタートした。
 - 令和3年2月の運用開始から、件数が想定以上に伸びていき、その後も問い合わせが続いたことから令和7年4月より新規受付を終了している。
 - あんしんエンディングサポート事業（②）については、資力のない方を対象として、名古屋市からの委託事業として、令和4年10月より事業を開始した。資力のない方でも支援を受けられるようコストダウンを図っており、受けられる支援についてパッケージで提供しており、①事業と比べると選択の自由度は下がる。また、申込者に条件を設けていることから、契約数は伸び悩んでいる。
- 対象者：
 - ①なごやかエンディングサポート事業
 - (1)名古屋市内に居住する65歳以上の方（同居者がいる場合は、同居者全員が65歳以上の方）
 - (2)明確な契約能力を有すること
 - (3)原則、直系卑属（子や孫など）がいないこと
 - (4)生活保護を受給していないこと
 - (5)預託金（葬儀・死亡後の債務の支払い及び残存家財処分等：業者見積額等）を納められること
 - (6)原則、公正証書遺言により遺言執行者を定めていること
 - ※資産条件がなく、同居者がいても利用可能など利用しやすい条件となっている
- ②あんしんエンディングサポート事業
 - (1)名古屋市内に居住する65歳以上で、一人暮らし、直系卑属（子や孫など）がいないこと（同居人や子・孫などに認知症や障害などの事情がある場合は対象となることがある）
 - (2)明確な契約能力を有すること
 - (3)葬儀・納骨及び自宅の家財処分を行うことができる親族がいないこと
 - (4)生活保護を受給していないこと
 - (5)市民税非課税、かつ、預貯金1000万円以下で、不動産を所有していないこと（現在居住している不動産などは除く）
- ※当初は350万円以下だったが、利用者が少なく、制限額を引き上げた。
- (6)見守りサービスを受けることに同意すること
- (7)契約時に預託金を一括で預託できること（葬儀・納骨の費用は一括納付、家財処

分の費用は状況に応じ分割可能です)

(8)原則、遺言（自筆証書遺言書保管制度の利用または公正証書遺言）により遺言執行者を定めていること

※資産条件があり、一人暮らしかつ直系卑属がいないことが条件となっているため、利用者が絞られており、申込数が増えない要因となっている

■ 実施主体（市役所内課、社協委託、NPO 等）：

①なごやかエンディングサポート事業 名古屋市社会福祉協議会（自主事業）

②あんしんエンディングサポート事業 名古屋市（名古屋市社協に委託）

3. 事業内容の詳細

■ 主な支援・事業内容

① なごやかエンディングサポート事業

・預託金によるサービス

葬儀、納骨等の実施、死亡後の債務の支払、死亡に伴う行政官庁等への各種届出、賃貸住宅の残存家財処分、明渡しに伴う諸手続き

・見守り、安否確認サービス

月1回の電話、6か月に1回の訪問による見守り及び安否確認

・入退院時等支援サービス

入院時の貴重品等の預かり、入退院時の付添い、入院に必要な荷物準備、入退院時等の緊急連絡先指定及び緊急対応

・費用等

契約時費用 1万6500円

年間利用料 1万1000円

預託金 数十万～100万円程度（本人の希望するサービス内容による）

※本人の希望に合わせて柔軟にサービス内容を決めることができる点が特徴

・人員等

2.5人

・利用状況

初年度：相談746件、うち契約が22件

当初予算：1500万

② あんしんエンディングサポート事業

・預託金によるサービス

葬儀、納骨の実施、賃貸住宅の家財処分、明渡しに伴う諸手続き

・見守り、安否確認サービス

月1回の電話、6か月に1回の訪問

・死亡に伴う行政官庁等への届出等

医療保険証、介護保険証等の返却、年金事務所や公共料金の収受機関への死亡連絡

・費用等

葬儀、納骨 25万円

家財処分 業者の見積額

※サービスの選択の余地は少ないが、業者の選択は可能

・人員等

4.5人

・利用状況

初年度相談468件 うち契約4件

当初予算 4300万円

※令和7年9月時点では29件の契約

4. 特徴的な取り組み

■ 他自治体と異なる独自の工夫点

資力制限のある事業と資力制限のなく自由度の高い事業を併用していた点が特徴的。

資力のある人は自分の要望に合わせて細かく終活の準備ができるなごやかエンディングサポート事業、資力のない人は自由度は下がるがコストダウンしたあんしんエンディングサポート事業を案内することで双方のニーズを満たすことができていた。

5. 課題と対応策

■ 担当者から聞いた課題

資力制限のないなごやかエンディングサポート事業は、申込が想定より増え開始3年で新規申し込み受付を休止、その後新規受付を終了するに至った。一方、資力制限のあるあんしんエンディングサポート事業は、当初は資力制限を350万円以下としていたが、申込者数が伸びず、制限額を1000万円以下と変更した。それでも、同居人がいないこと、直系卑属がないことなどの利用条件があることから申込数は伸びていない。

■ 対応や工夫の具体例

どちらの事業も、申込時に遺言書を作成していることを条件としている。円滑に終活支援を進めるためには、遺言書を作成しておくことが望ましい。

また、現在は担当者を少数とし、が専属で関わっているが、契約の性質上長い期間の関わりとなるため、将来も安定して事業を遂行するためには今の形までは難しいかもしれないという懸念がある。

6. 視察を通じての学び・所感

■ 印象に残った点

少数の担当者が限られた予算の中、熱意を持って取り組んでくれていることで成り立っている事業だと感じた。しかし、長期間に渡り、多くの方に安心して利用してもらうためには、人員の確保、予算の獲得、そのための政治家、行政担当者、市民への丁寧な説明を続けていく必要がある。

■ 自治体への示唆（導入可能性、参考にすべき点、注意すべき点）

- ・遺言書の作成を伴うことで、死後事務の必要費が不足した場合の補填や自治体及び社協に対する遺贈もありうると思われる。
- ・名古屋市は人口的にも経済的にも大きな自治体であるため、予算やマンパワーの点での違いはある。奈良県内での導入にあたっては、社協職員の負担が過大にならないように配慮する必要がある。

7. 添付資料

-
- なごやかエンディングサポート事業パンフレット
 - なごやかエンディングサポート事業契約書
 - あんしんエンディングサポート事業パンフレット
 - あんしんエンディングサポート事業契約書

ご相談等の連絡先

ご連絡先	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部 【なごやかエンディングサポート事業専用ダイヤル】 電話：052-380-8294 ファックス：052-919-7585
受付時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時～17時
住 所	<p>〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号 名古屋市総合社会福祉会館 5 階（北区総合庁舎内）</p> <p>地下鉄名城線「黒川」駅下車 ①番出口より徒歩 13 分</p> <p>交通案内</p> 

社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会とは？

- 名古屋市社会福祉協議会は、「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋」の実現を目指す社会福祉法に位置づけられた公共性・公益性の高い民間の組織です。
- 住民や住民組織、ボランティア・NPO、社会福祉施設等と協力して地域の福祉課題の解決に向けた取り組みや、高齢者の介護保険サービス、障がい者や子どもに関する事業などを行っています。
- 社会福祉協議会は、全国、都道府県、指定都市、市区町村にあり、名古屋市には、名古屋市社会福祉協議会と、16 区に各区社会福祉協議会があります。

死後の葬儀や家財処分等をサポートします

なごやか エンディングサポート事業



なごやかエンディングサポート事業とは？

あらかじめ預託金をお預かりし、本事業の契約者が亡くなったときに、預託金で、葬儀・納骨、死亡後の債務の支払い、行政官庁等への各種届け、残存家財処分等を行う事業です。事業主体は名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」といいます。）です。

利用できる対象は？

契約締結時点で次の条件をすべて満たす方が本事業の対象となります。

- (1) 名古屋市内に居住する 65 歳以上の方（同居者がいる場合は全員が 65 歳以上^{注1)} であること
 - (2) 明確な契約能力を有すること
 - (3) 原則、直系卑属（子や孫など）がないこと
 - (4) 生活保護を受給していないこと
 - (5) 預託金（葬儀・死亡後の債務の支払い及び残存家財処分等：業者見積額等）を納められること
 - (6) 原則、公正証書遺言^{注2)}により遺言執行者^{注3)}を定めていること
- ※ご相談及びお申込み時点で定めていない場合は、契約締結時点で定めていただく必要があります。

費用は？

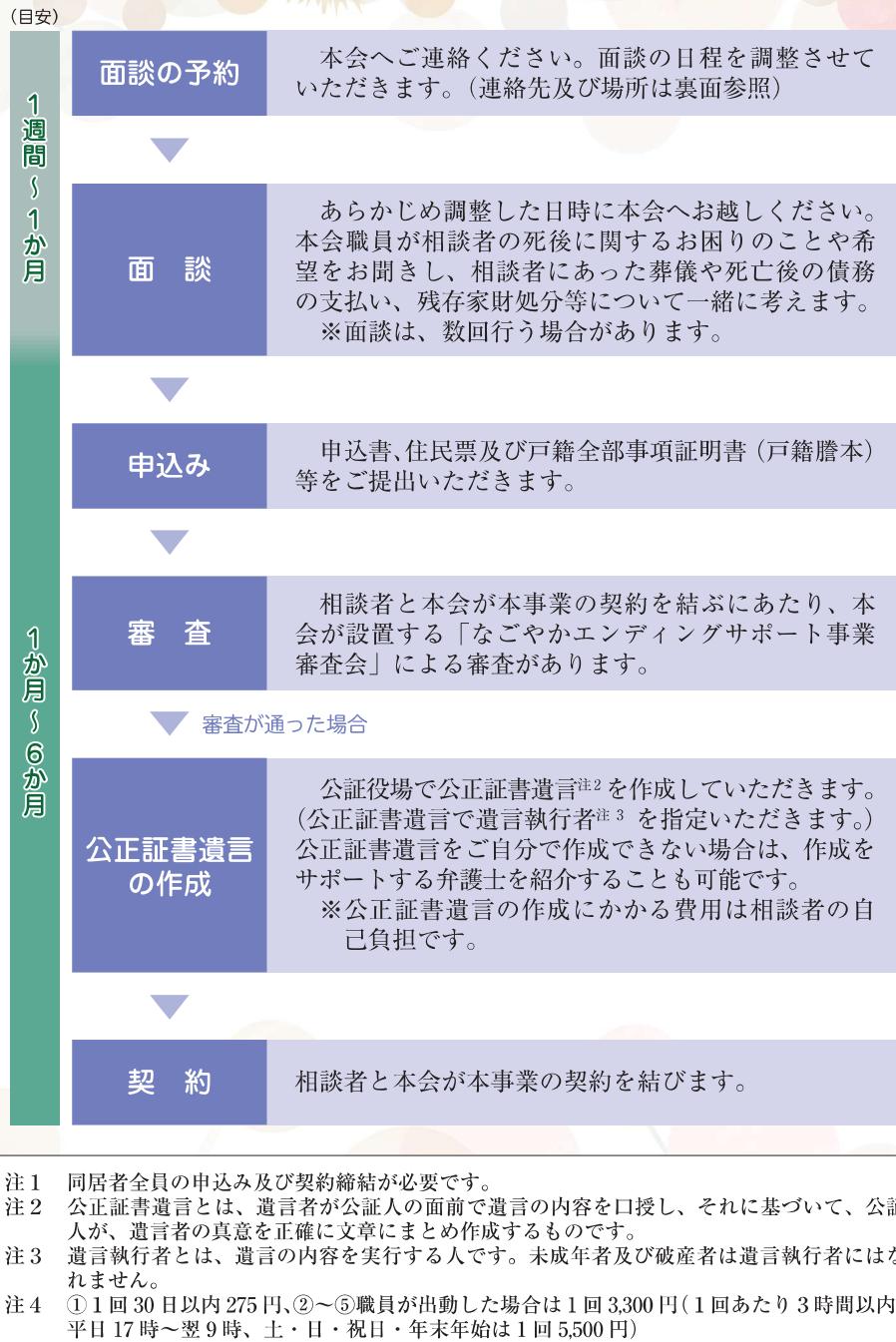
契約時費用 年間利用料	契約時費用	16,500円（税込）
	年間利用料	年額11,000円（税込）
※契約月が10～3月の場合の初年度の年間利用料は5,500円（税込）		
預託金	葬儀・死亡後の債務の支払い等	業者の見積額等
	残存家財処分等	

※預託金の1割相当額（税別）を本会の執行費用として預託していただき、実際に執行した金額の1割相当額（税別）を執行後に徴収させていただきます。

サービス内容は？

預託金による サービス	葬儀・納骨等の実施、死亡後の債務の支払い、死亡に伴う行政官庁等への各種届け、賃貸住宅の残存家財処分・明渡しに伴う諸手続き
見守り・安否確認 サービス	月1回の電話、6か月に1回の訪問による見守り及び安否確認
入退院時等 支援サービス	①入院時の貴重品等の預かり ②入退院時等の付添い ③入院に必要な荷物準備 ④入院時等の緊急連絡先指定及び緊急対応 ⑤その他 ※サービス利用料は、注4参照（税込）

利用（契約）までの流れは？

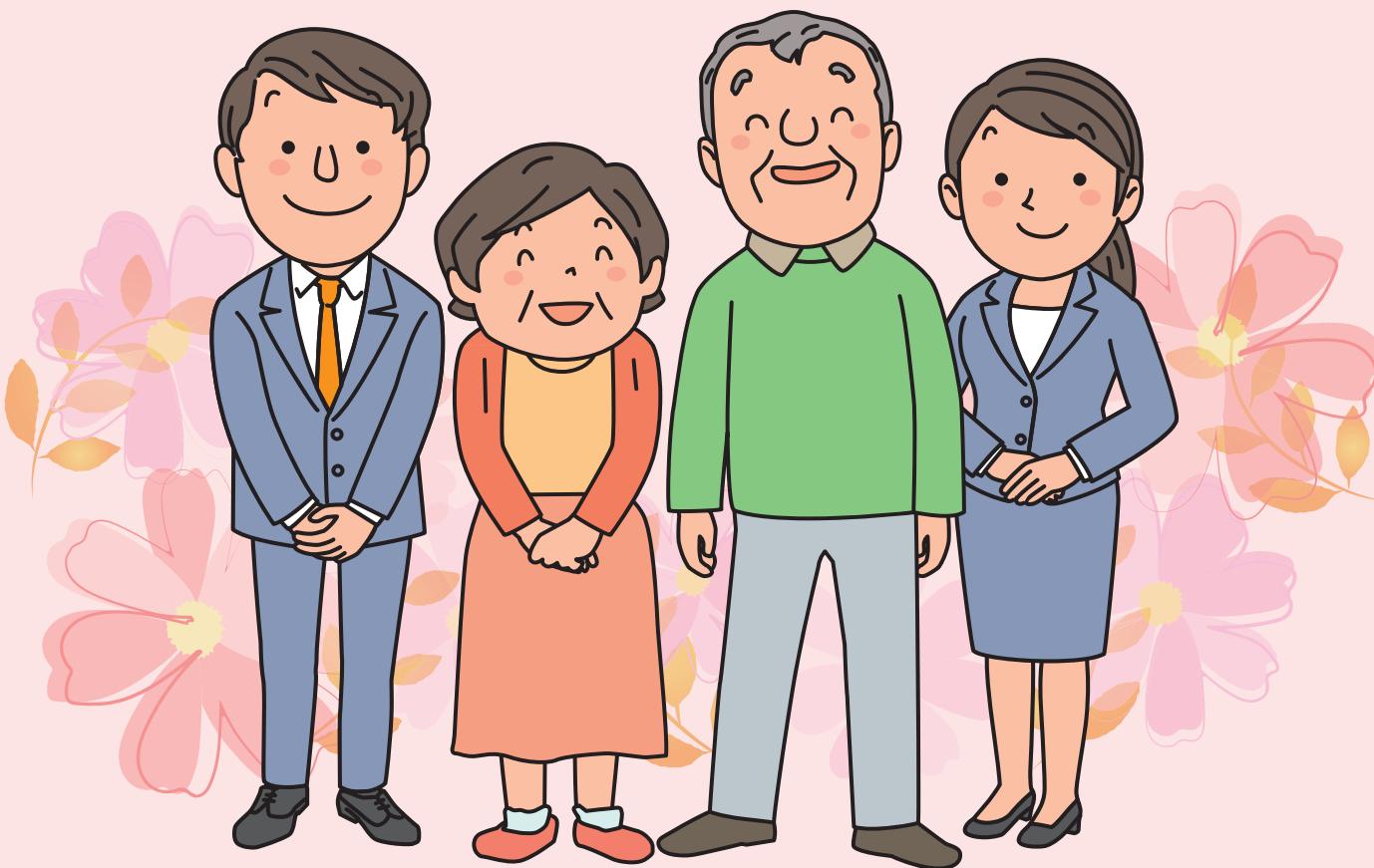
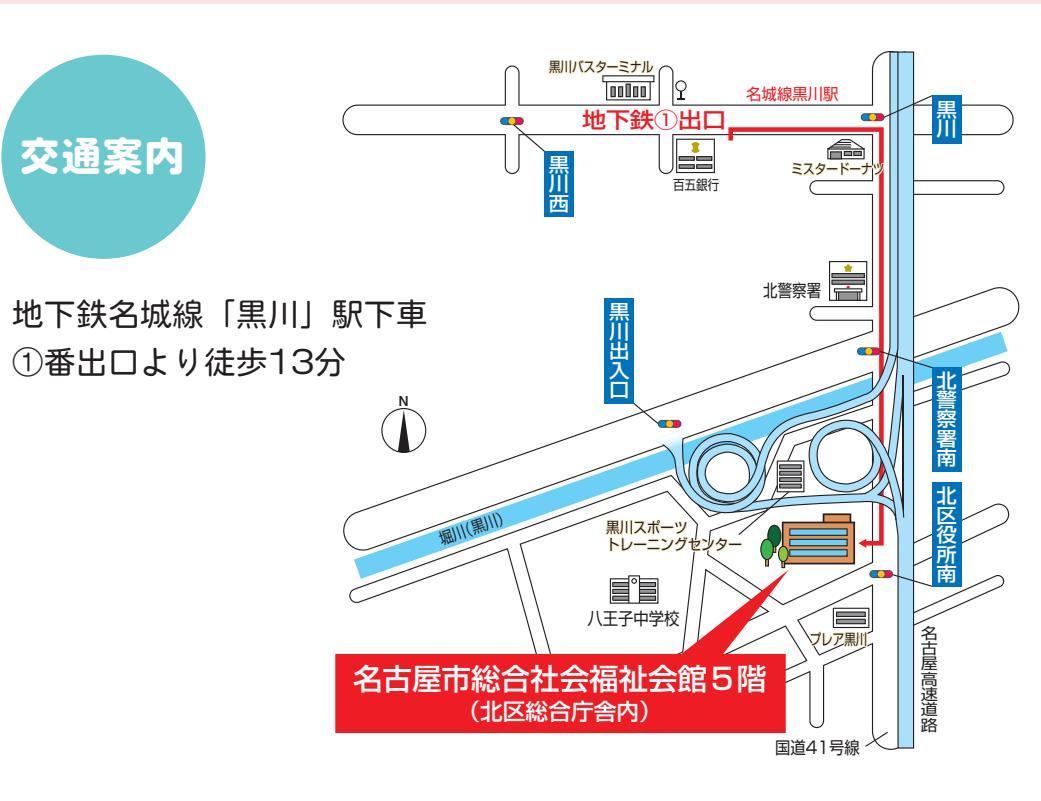


ご相談等の連絡先

ご連絡先	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部 電 話：052-919-5013 ファックス：052-919-7585
受付時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時～17時
住 所	〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階（北区総合庁舎内）

死後の葬儀・納骨、家財処分などを支援します！

名古屋市 あんしん エンディングサポート事業



社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会とは？

- 名古屋市社会福祉協議会は、社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした、社会福祉法に位置付けられた組織です。
- 社会福祉協議会は、全国、都道府県、市区町村にあり、名古屋市には、名古屋市社会福祉協議会と、16区に各区社会福祉協議会があります。



名古屋市健康福祉局
社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会



名古屋市あんしんエンディングサポート事業とは？

あらかじめ預託金をお預かりし、本事業の利用者が亡くなったときに、葬儀・納骨及び家財処分、行政官公庁等への届出などを行う事業です。名古屋市からの委託により、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」）が実施しています。

利用できる対象は？

契約の時点で次の条件をすべて満たす方が本事業の対象となります。

- (1) 名古屋市内に居住する65歳以上で一人暮らし、直系卑属（子・孫など）がいないこと（同居人や子・孫などに認知症や障害などの事情がある場合は対象となることがあります）
- (2) 明確な契約能力を有すること
- (3) 葬儀・納骨及び自宅の家財処分を行うことができる親族がいないこと
- (4) 生活保護を受給していないこと
- (5) 市民税非課税、かつ、預貯金1,000万円以下で、不動産を所有していないこと（現在居住している不動産などは除きます）
- (6) 見守りサービスを受けることに同意すること
- (7) 契約時に預託金を一括で預託できること（葬儀・納骨の費用は一括納付、家財処分の費用は状況に応じ分割も可能です）
- (8) 原則、遺言（自筆証書遺言書保管制度^{注1}の利用または公正証書遺言^{注2}）により遺言執行者^{注3}を定めていること

預託金とは？

契約時に以下の預託金を本会へお預けいただきます。契約者が亡くなったとき、預託金をもとに葬儀・納骨、家財処分を実施します。

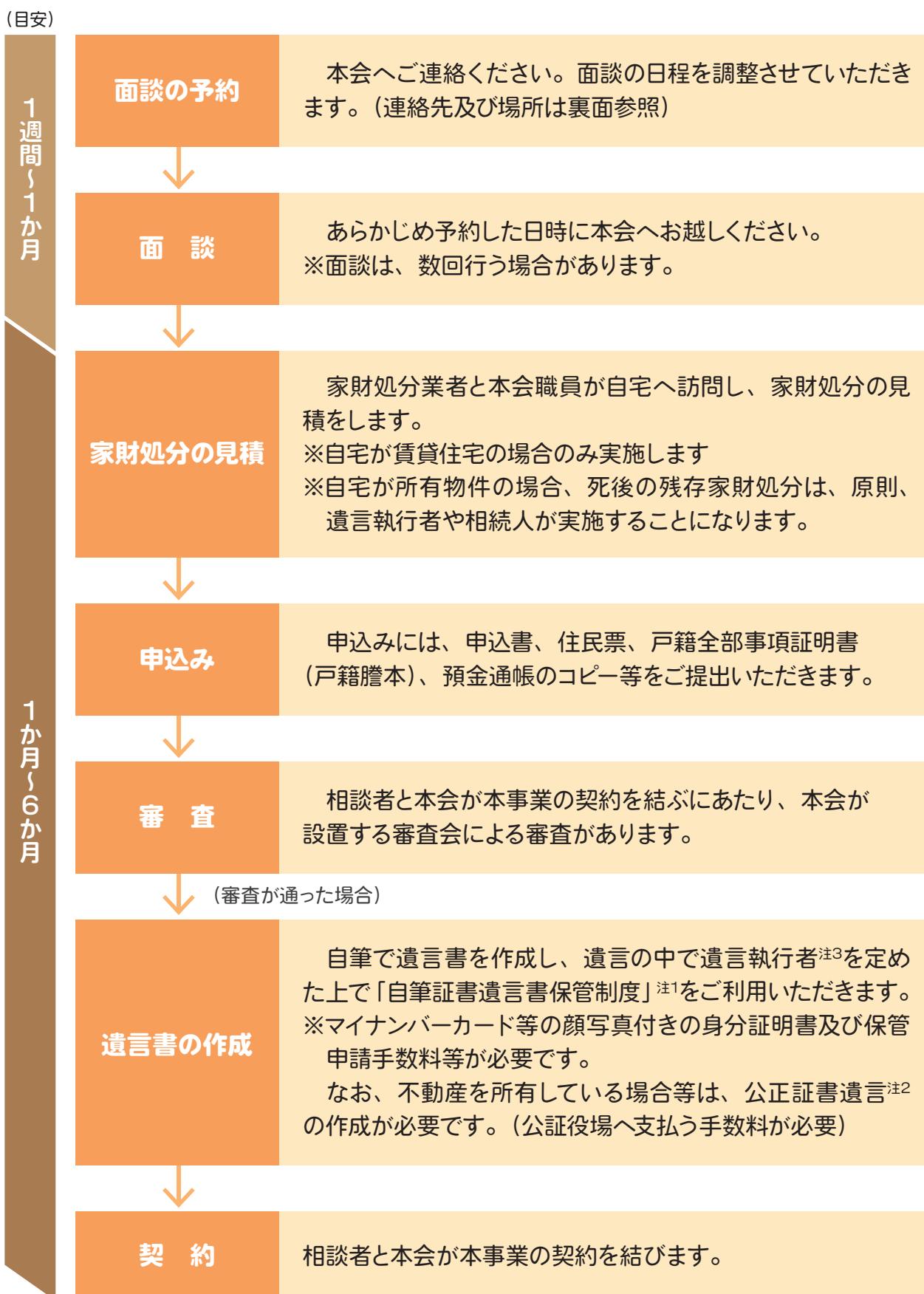
預託金の内容	金額	備考
葬儀・納骨	25万円*	・本事業の協力葬儀社の中からお選びいただきます。 ・葬儀社が遺体を引取り火葬場で火葬した後、指定の納骨・合祀先に納骨します。
家財処分 ※自宅が賃貸住宅の場合	業者の見積額	・本事業の協力家財処分業者の中からお選びいただきます。

※個別の事情等により、指定の納骨・合祀先への納骨を行わない場合、納骨の方法により金額の増減があります。

サービス内容は？

●生前の見守り・安否確認サービス	・月1回の電話、6か月に1回の自宅への訪問による見守りを行います
●葬儀・納骨の実施 ●賃貸住宅の家財処分・ 明渡しに伴う諸手続き	・葬儀社が遺体を引取り、火葬場で火葬した後、指定の納骨先に納骨します ・残存家財を家財処分業者が処分します ・賃貸住宅の明渡しに伴う諸手続きを行います
●死亡に伴う行政官庁への届出 ●公共料金の収受機関等への連絡	・医療保険証、介護保険証等の返却、年金事務所や公共料金の収受機関への死亡連絡などを行います

利用（契約）までの流れは？



注1 自筆証書遺言書保管制度とは、自筆の遺言書を法務局（遺言書保管所）に預ける制度です。

注2 公正証書遺言とは、遺言者が公証人の面前で遺言の内容を口授し、それに基づいて、公証人が、遺言者の真意を正確に文章にまとめ作成するものです。

注3 遺言執行者とは、遺言の内容を実行する人です。未成年者及び破産者は遺言執行者にはなれません。

愛知県岡崎市視察報告書

全体概要・まとめ

◆ 観察先①

1. 基本情報

- 観察先自治体名： 愛知県岡崎市
- 担当部署・担当者名： 岡崎市福祉部ふくし相談課 主査 早川小まり、同 主査 浅野拓也
- 観察日： 2025年9月1日
- 同行者： 奈良弁護士会：福本佳苗、河合大輔、大野邦明
奈良市社会福祉協議会：井上啓子

2. 事業の概要

- 事業名： 終活応援事業、持続可能な権利擁護支援モデル事業、岡崎版住まい支援システム、
- 開始年度： 令和6年度
- 目的・背景： 終末期に転居や入院・入所をする際、本人や支援者が居住支援や見守り・生活支援、終活に関するサービスの提供事業者の情報把握が困難な状況にある。市に相談に来る高齢者等に対して、入居支援、生活支援、財産管理、本人死亡時の対応などのサービスに、包括的につなげる体制構築が求められている。ワンストップサービスに寄与するようなサービス提供体制の構築を目指したいと考え事業を開始。
- 対象者： 岡崎市民
- 実施主体（市役所内課、社協委託、NPO 等）： 岡崎市、岡崎市成年後見支援センター（委託先）、民間事業者（市と協定を締結）

3. 事業内容の詳細

- 主な支援・事業内容
 - （例：エンディングノート普及、相談窓口、講座・イベント、専門職との連携など）
 - ・民間サービス情報の提供
 - 市と民間事業者が協定を締結し、市民に対し、終活支援のための民間サービスの情報提供し、相談に応じる。契約は、事業者と契約者本人との間で結ばれるものであ

り、岡崎市、成年後見支援センターや地域包括支援センター等の相談機関が契約内容等について保障するものではない。

・死後事務登録制度

協定事業者と死後事務を契約された場合、市へ登録すると、市が死亡時の連絡とり履行確認を行う。

・岡崎市成年後見支援センターに「コーディネーター」を配置。

終活応援事業、成年後見制度、日常生活支援事業のほか、福祉サービスの利用など、本人の状況や希望にあわせて案内。

■ 実施体制（職員数、配置、協力団体）

岡崎市、後見支援センター（地域包括支援センターや相談支援事業所との連携）、公民連携事業者（高齢者等終身サポート事業者）等

終活応援事業の相談対応者は成年後見支援センター（岡崎市社会福祉協議会）の常勤職員6人

■ 利用状況（相談件数、参加者数、利用者層）

終活応援事業は新規相談人数18人、死後事務契約情報登録人数0人

■ 財源（市費、国県補助金、他）

終活応援事業の岡崎市予算は2,856千円（令和6年度）

利用者負担なし

4. 特徴的な取り組み

■ 他自治体と異なる独自の工夫点

民間事業者の活用

■ 成果が出ている取り組み（数値的実績・評価）

--

■ 市民の反応や利用者の声

--

5. 課題と対応策

■ 担当者から聞いた課題

人手や予算が足りない。愛知は入院時等に保証人を求める文化が根強い。

■ 対応や工夫の具体例

地域の民間等のネットワークの活用

6. 視察を通じての学び・所感

■ 印象に残った点

以前から高齢者の住まいや生活支援について、民間事業者を交えて、取組み、意見交換等を実施していた。このような取組みが事業の促進に繋がった。民間事業者との連携が印象的である。

■ 自治体への示唆（導入可能性、参考にすべき点、注意すべき点）

民間事業者の活用・連携は示唆に富んでいる。

7. 添付資料

■ 配布資料一覧

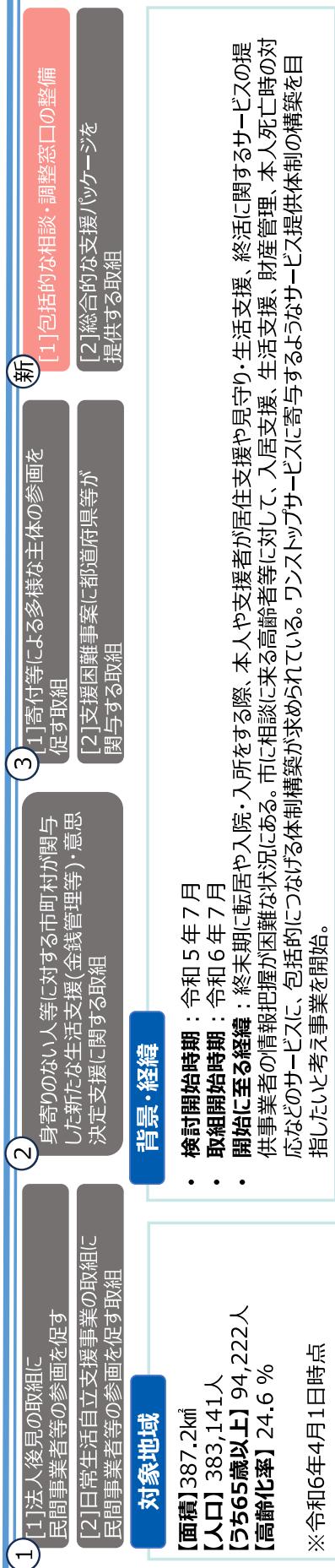
- ・パワポ資料「終活に関する取り組み、「愛知県岡崎市「終活応援事業」」
- ・冊子「ずっと安心！終活応援事業」、「わたしの終活便利帳」、「空き家ガイドブック」、「私の終活ノート」
- ・ポスター「おかげさきゴールデンシニア人生ゲーム」

■ 写真（必要に応じて）

以上

愛知県岡崎市「終活応援事業」（取組開始：令和6年度～）

※令和6年度までの取組状況



事業概要、実施スキーム

【事業の概要】

単身高齢者など類れる身寄りのない市民からの相談に応じ、本人の選択に基づき、医療施設・福祉施設等への入院・入所手続等の支援や日常生活支援、死後事務等の支援に関するサービスを適切に利用することができるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを目指す。岡崎市成年後見支援センターにコーディネーターを配置するなど相談窓口を整備し、包摂的な相談支援や支援のコーディネート、関係機関・関係者とのネットワークの構築を行っている。

【利用者の要件】

岡崎市民

- ✓ 電話
- ✓ メール
- ✓ 訪問
- ✓ 窓口での相談
(平日8:30～17:15)



ステークホルダーの役割

【管理監督団体】

- ① 岡崎市
 - 民間事業者と協定を締結
 - 利用者の求めに応じて情報提供、情報発信
 - 利用者からの同意・登録書の受付
 - 死亡時に契約事業者へ連絡、契約の履行報告の受付
- ② 岡崎市成年後見支援センター (委託先)
 - 利用者からの求めに応じて情報提供
 - 利用者の相談対応、登録制度の案内
 - 利用者支援の包括的なコーディネート
 - 事業者の履行確認、履行報告受付
 - 各種サービスの情報収集
 - 相談支援機関の後方支援

- 【事業者】**
- 市と協定を締結、事業の広報協力
 - 利用希望者に契約内容の情報提供、本人の意向に沿ったプランの提案
 - 登録制度の案内、契約締結
 - 利用者本人の死後、契約内容の履行及び報告

【利用者（市民）】

- 情報収集、市・相談支援機関・事業者等へ相談
- 契約内容を十分に理解した上で、契約を締結
- 市へ個人情報の提供に関する同意書の提出、登録申請
- 利用料・預託金等を支払い、サービスを受ける（本人負担）

枚方市社会福祉協議会視察報告書

全体概要・まとめ

令和6年10月から事業を開始し、相談件数及び実契約件数ともに徐々に増えてきている。特に、実施主体が市・社会福祉協議会という公的団体であることから本事業に対する市民の期待は大きく、資産要件をオーバーする相談もあるとのこと。職員数は2名と少數ながら、うち1名は行政書士資格を持ち、かつ不動産実務の経験もある相談員が務めるなど、実際に通じたノウハウがあることでスムーズに事業を進められていると思われる。

人員配置については、予算とセットで検討が必要だが、大阪府独自の部分もあり、現在の予算及び将来の件数増加に備えた予算確保が必須だと思われる。

現状では、件数も少なく、緊急対応なども少ないが、今後の利用件数の増加及び緊急時・夜間対応の増加に伴って、予算増が必要である。予算確保にあたっては、長期の事業継続を見据えた計画・立案が必要だと思われる。

◆ 視察先①

1. 基本情報

■ 視察先自治体名：

枚方市

(面積：65.12キロm²、人口39万2736人、65歳以上人口11万4220人)

■ 担当部署・担当者名：

枚方市社会福祉協議会生活支援課課長・天川氏、係長・延原氏

枚方市社会福祉協議会縁ディングサポート事業相談員行政書士・越中氏

■ 視察日：

2025年10月5日(月)

■ 同行者：

弁護士会：佐々木育子、畠山貴之、太田善久

奈良市福祉部福祉政策課・津田佑樹、奈良市社会福祉協議会・嶋崎隆司、井上啓子、

行政書士・山口まゆみ

2. 事業の概要

■ 事業名：

縁ディングサポート事業

※「あなたとのご縁を最期まで大切に」と言う気持ちで名付けたとのこと。

■ 開始年度：

令和6年度(検討開始：令和6年5月、取組開始：令和6年10月)

■ 目的・背景：

令和4年ごろから市議会で死後事務の話が出ていたが、予算もない状態で、令和

6年に国で新たな権利擁護事業に関するモデル事業の情報があり、市の福祉部長から勧められ、募集期限後ではあるが手をあげた経緯がある。

■ 対象者：

以下の7つの要件を満たす者が対象

- ① 枚方市内に居住している、65歳以上の単身世帯で、支援可能な親族がいない方
(同居人や子・孫等に認知症や障害などの事情がある場合は要相談)
- ② 契約内容を十分に理解し、利用を希望される方
- ③ 市民税非課税世帯もしくは税等を引いた月収額が16万円以下の方
- ④ 預貯金の合計額が500万円以下の方
- ⑤ 不動産を所有していない方（ただし、現在居住する自分名義の不動産は除く）
- ⑥ 生活保護を受給していない者
- ⑦ 4つのサービスをすべて受けに同意いただける方

※なお、令和7年4月1日より、

- ・月収16万円以下の方、
- ・自分名義の不動産を所有している方（自分自身が現に居住している不動産に限る。）が対象として拡充された。¹

■ 実施主体（市役所内課、社協委託、NPO等）：

枚方市社会福祉協議会

3. 事業内容の詳細

■ 主な支援・事業内容

次の4つが事業内容

① 終活情報登録サービス

「もしもの時」に、必要な情報（本籍地、緊急連絡先、通院先や服薬内容・アレルギー等、リビングウィルの保管場所、エンディングノートの保管場所、遺言書の保管場所等）を必要な人に伝えられるよう情報を登録し、いざという時にご本人に代わって返答する。

※持ち運び可能な保険証サイズの「終活情報登録サービス登録証」のカードを交付し携帯してもらうことで、この事業への登録の有無が分かるようになっている。

② 見守り・安否確認サービス

定期的に電話連絡やご自宅に訪問をすることで、見守りを行う。

③ 入退院時等支援サービス

入退院の手続きが発生した場合の付き添いや、入退院時の支払い代行手続き等を行

¹ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000051835.html>

う。

④ 預託金によるサービス

契約時に預託金を預けていただくことで、入退院時の支払い代行やご本人が亡くなったときの葬儀、納骨、行政への手続き、家財処分等を行う。

※死後事務については必ず遺言書を作成してもらうことにしており（公正証書遺言または自筆証書で法務省の保管サービスを利用）。遺言執行者は必須としている。遺言執行者については、社協は引き受けておらず、紛争性が高いと弁護士に、それ以外は司法書士や行政書士、あと特定の知人に頼むとした事案もある。

※なお、緊急連絡用の携帯電話を24時間社会福祉協議会職員が持ち回りで携帯しているとのこと。これが負担なので、将来的には夜間・休日はコールセンターの利用も考えたい。

利用者負担（目安）

- ・入退院時支援サービス 1回 1,000円～
- ・入退院時の支払用委託金 20万円
- ・葬儀納骨等預託金 30万円
- ・賃貸住宅の家財処分明け渡し等預託金見積額

※預託金は一括払いが前提だが、1人だけ分割（2年間）の人がいる。将来的には少額保険方式も検討している。また預託金が不足してきたり、再預託もお願いすることになる。

■ 実施体制（職員数、配置、協力団体）

枚方市社会福祉協議会 常勤2名（うち一人は係長兼務。0.2人分）

うち1名は、行政書士でコスモス成年後見サポートセンターから紹介を受けて所属、その他不動産に関する実務経験も有しているとのこと。

■ 利用状況（相談件数、参加者数、利用者層）

① 令和6年10月事業開始～令和7年3月末まで

新規相談件数137件（実人数63人）、新規契約件数1件

② 令和6年10月事業開始～9月末までの間

新規相談件数206件（実人数81人）、新規契約者数6件（男性3人、女性3人）

契約者数の内訳（70代2名、80代3名、90代1名）

なお、もう1人、審査は通ったが、預託金が支払えずに断念した方もいる。

65歳以上人口が11万人を超える中で、件数としては、少なめとのこと。

一か月あたりの平均相談件数は約30件あるが、要件を満たさず対象外となる相談も多いとのこと。

■ 財源（市費、国県補助金、他）

令和6年度 予算 440万4000円

令和7年度 予算 652万6000円（事業費 90万円、人件費 562万6000円）

4. 特徴的な取り組み

■ 他自治体と異なる独自の工夫点

死後事務などの契約行為があることから、行政書士資格を持つ相談員のノウハウは強みだと考えられる。

■ 成果が出ている取り組み（数値的実績・評価）

相談件数は、毎月一定数かつ増加しており、ニーズの大きさを感じさせるものである。

■ 市民の反応や利用者の声

・本事業を利用したきっかけは？

「20年以上前に離婚し、子ども二人とは絶縁状態。友人はいるが死後の手続きはさすがに頼むことができず気がかりでした。自分自身でも終活をしていましたが、限界を感じていたときに、民生委員さんから本事業の紹介を受け、社協の職員さんに相談したところ、すべての不安が解決されました」

・心境の変化はありましたか？

今では肩の荷が下りて、あとは楽しく余生を過ごそうと思っています。いつも2時間かけて食事を作り、そして2時間かけてお酒とともにそれを食す。不安が解消された今がマジで幸せ。」（いずれも令和7年9月『ひらかた社協だより』より）

5. 課題と対応策

■ 担当者から聞いた課題

件数が伸びた際の対応や夜間緊急時の対応、特に、現時点では、契約件数が少なくまた緊急対応が必要な案件も少ないが、今後、入退院や死亡などの発生時の対応は大変だと感じた。

想定利用人数としては、現在のマンパワーを考えると、20名程度を考えている。ニーズとしてはもっとあると思うが、あとは予算をどれだけ確保できるかによる。

■ 対応や工夫の具体例

相談員のうち、行政書士が常駐しており、フットワーク軽く相談者の対応にあたっている。

日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者は原則として利用できない。そもそも契約内容の理解が不十分で、あとで契約能力があったか争いになることを防ぐため。但し、ニーズがあることは理解しているので、推定相続人とのトラブルがないと考え

られる場合など、個別に判断する必要性は感じている。

死後事務の支援については、顧問弁護士とも相談して、契約時に相続人との関係をしつかり聞くようにしている（なぜ疎遠なのか）。また直葬だと、関係のある人にはびっくりされるので、参列者がいるような場合は、お別れ会にしたらどうか等も提案している。残された人へのメッセージも預かっている。

遺言の受遺者については、枚方市や枚方市社協への遺贈は断っている。利益相反の問題もあり、紛争になるリスクがあるため。

■ 要件を満たさない人（500万円以上預金（有価証券等も含む）がある人や自宅以外の不動産のある人）の対応

この事業を利用したい人は多いが、いまの要件を全て満たせる人が少ない。そういう方々の支援をどこにお願いするかに課題を感じている。個別の専門職や高齢者等サポート事業者は紹介しておらず、弁護士会や司法書士会といった団体しか紹介していないが、要件のうち、預貯金等500万円を超過する方も、民間のサービスには不安があり、市や社協にお願いしたいという相談も一定数ある。

6. 観察を通じての学び・所感

■ 印象に残った点

大阪府と奈良県の予算体制には大きな違いがあるように感じた。

専門職との連携については、奈良県が一步先んじているように感じたが、事業内に行政書士が専門職として配置されており、身近に相談できる利点は大きいように思う。

また、終活情報の登録から遺言に至るまでに丁寧な聞き取りや信頼関係の構築をする必要もあり、申し込みから契約の始動まで一定の期間と手間ひまが必要だと感じた。

■ 自治体への示唆（導入可能性、参考にすべき点、注意すべき点）

一にも二にも予算獲得・設定・配分を将来の持続可能性を見据えて検討することが必要だと感じた。予算設定にあたっては、当初想定件数・増加した際の件数などの目標設定をすべきだと感じた。事業当初は、事業に関する業務も少なく、予算に余裕があっても、事業開始から時間がたつごとに、件数及びサポート事業の業務不可（入退院業務、死後事務の増加）も見込まれるため、予算増加を見越した当初予算設定が必要だと思われる。

受託団体の業務負荷が増える一方で、予算が追い付かないということになると、既存業務の業務遂行にも支障をきたすと思われる。

厚労省は、現在の日常生活自立支援事業に加えて、入院時の支援や死後事務支援をサービスに追加する「新・日常生活自立支援事業」を始めると言うが、予算をどれだけ継続的に確保できるのかを考えなければ、どの団体も引き受けられないのではないか。

また、事業に伴い遺言の作成は必須と思われるが、この点での、自治体と外部専門家の連携が望ましいと思われる。

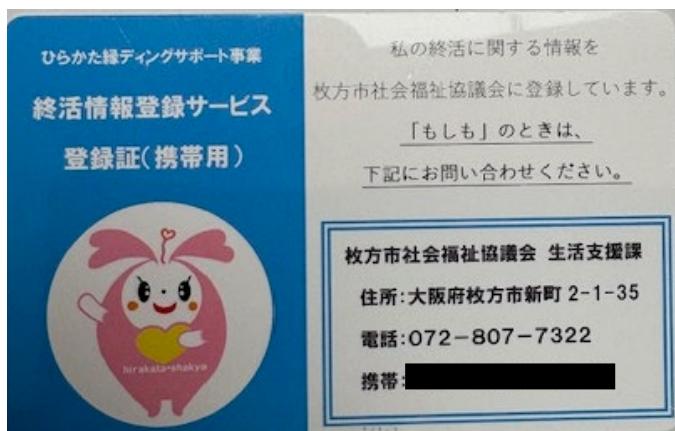
7. 添付資料

■ 配布資料一覧

枚方市縁ディングサポート事業チラシ²

枚方市縁ディングサポート事業パンフレット³

■ 写真（必要に応じて）



登録番号		生年月日	
氏名			
住所			
電話番号			
登録内容	<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 器提供に関する意志表示 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 献体登録先 <input type="checkbox"/> 勤務先や支援事業所等 <input type="checkbox"/> 遺言書の保管場所 <input type="checkbox"/> 通院先・服薬内容・アレルギー等 <input type="checkbox"/> 死亡届の届出人 <input type="checkbox"/> リビングウィルの保管場所 <input type="checkbox"/> お墓の場所 <input type="checkbox"/> エンディングノートの保管場所 <input type="checkbox"/> その他自由登録項目		

² <https://www.hirakata-shakyo.net/wp-content/uploads/2025/03/%EF%BC%A0%E6%9E%9A%E6%96%B9%E7%A4%BE%E5%8D%94%E7%B8%81%E3%83%87%E3%82%A3%E3%83%B3%E3%82%B0%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E3%83%91%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88.pdf>

³ <https://www.hirakata-shakyo.net/wp-content/uploads/2025/03/%EF%BC%A0%E6%9E%9A%E6%96%B9%E7%A4%BE%E5%8D%94%E7%B8%81%E3%83%87%E3%82%A3%E3%83%B3%E3%82%B0%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E3%83%91%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88.pdf>



あなたの
「ご縁」
を最期まで大切に、
円満なエンディングを
枚方市社協がサポートします。

ひらかた縁ディンギングサポート事業とは

ひらかた縁ディンギングサポート事業は、身寄りのない高齢者の方が、住み慣れた地域で最期まで安心して生活ができるよう、見守りや安否確認サービスをはじめ、預託金をお預かりした上で、入退院時の支払い代行やお亡くなりになった後の葬儀、納骨、家財処分、行政官庁への届け出等を行う事業です。

1



4つのサービスでサポートします！

Service 01

「もしも」に備え、情報登録！

Service 02

service 01

定期的にご連絡し、見守りをします！
見守り・安否確認

終活情報登録 モレモニ

04

service 03

サービス

<関西>8 / 18

見守り・安否確認サービス

2



1ヶ月毎にかい回

おこなうサ

よくある質問
よくある質問

Q1 預託金の分割納付は可能ですか？

A 原則、一括納付をお願いします。
ただし、状況に応じて分割納付も
可能です。
(分割回数は要相談)

Q2 身元保証サービスとは違うのですか？

本事業は利用希望者の身元保証人に
なるわけではありません。なお本会
が緊急連絡先になることは可能です。

Q3 本サービスはヘルパーの派遣ではな
くれますか？

あらた ひにじかん でくひい 改めて遺言書を作成していただく必要
わざと ひにじかん じこう あります。ただし、遺言執行
しゃだ はい する者を定めていない場合は、公正証書
ひにこん ながに さだ 遺言の途中でも定めていただく必要が
A

すでに自筆で遺言書を作成している

Q6 自筆証書遺言書保管制度の利用には じひしきしょじごんしおほかんせいどりよう

印紙(いんし)を貰(う)ひ、印(いん)を打(う)いて貰(う)ひます。
印(いん)を打(う)いて貰(う)ひます。

ハ二、選挙光計社等）も必至ります。

まづいは、ご相談ください。
そ だん

072-807-7322



平日 9:00~17:30 (土日・祝日及び年末年始除く)

FAX 072-845-1897

<関西>10 / 18

京都市視察報告書

全体概要・まとめ

- ・京都市では、一括の預託金方式により、葬儀社・利用者・社会福祉協議会の三者で死後事務委任契約を締結し、身寄りのない低所得の単身高齢者が亡くなった際の葬祭執行や残置物処分を行う事業を行っている。葬祭執行がマストで残置物処分はオプションであるが、両者のみに的を絞った事業となっている。
- ・対象者の要件についても、本事業を開始した2021年（令和元年）当初は、「75歳以上・賃貸住宅入居者・預貯金120万円以下」としていたが、現在では、「65歳以上・現に居住する持ち家所有は可・預貯金350万円以下」と徐々に対象を広げており、要件の拡大とともに問い合わせも増えている。
- ・奈良県での制度作りにあたり、本市での事業範囲・対象者の要件の設定方法は、大いに参考になると思われる。また、残置物処分・葬祭執行にとどまらず、広く死後事務委任契約や遺言書作成などにも事業領域を広げる際には、同事業に精通した法律専門家との連携も必須だと思われた。

◆ 観察先①

1. 基本情報

- 観察先自治体名：
京都市
面積827.9キロm²、人口143万7377人（高齢者人口40万8761人高齢化率28.4%）
- 担当部署・担当者名：
京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
在宅支援係長村石佑介、高桑迪子
京都市社会福祉協議会・相談部長鈴木祐樹
- 観察日：
2025年（令和7年）10月28日(火)
- 同行者
奈良市社会福祉協議会 井上啓子氏
奈良弁護士会 坪田園子・板野陽一・一ノ瀬健伍・太田善久

2. 事業の概要

- 事業名：
京都市単身高齢者万一あんしんサービス¹

¹ <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000325247.html>

■ 開始年度：

- ・検討開始時期：2018年（平成30年）度
- ・取組開始時期：2019年（令和元年）12月～²

■ 目的・背景：

2014年（平成26年）度から、単身高齢者の住み替えを支援する住まい生活支援のモデル事業を始めた。モデル事業の中で身寄りのない低所得の高齢者がお亡くなりになった後の葬祭執行や残置物処分の問題があること、これらに対して高齢者ご自身が不安を抱えていること、これを放置すると家主や地域の方々にリスクが生じること、等が明らかになった。これらの問題を踏まえ、公的団体が相談窓口となって、低所得高齢者のための万一の備えを講じる仕組みを整えることで、利用者はもとより、家主あるいは地域の安心確保につなげていけるのではないかと考え、2019年（令和元年）12月から本事業を開始した。

京都市では、国の「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の開始前から本事業を開いていたが、身寄りのない単身高齢者の問題が社会課題化していることを受け、国も上記モデル事業を開始することに伴い、当該モデルの申込に至った。

■ 対象者：

主な対象者像としては、「子どもや頼れる親族のいない単身の低所得高齢者」を想定している。そして、本事業を利用するためには、以下の(1)から(10)の要件のすべてを満たす必要がある。

- (1) 京都市内に住民票があり、居住している
- (2) 65歳以上
- (3) ひとり暮らし
- (4) 契約能力がある（日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者は対象外）
- (5) 子どもや頼れる親族がいない
- (6) 低所得者（市民税非課税・不動産非所有（現に居住している場合を除く）・預貯金350万円以下）
- (7) 生活保護を受給していない
- (8) 契約時、預託金を一括して預けることができる
- (9) 契約後、市社協職員による安否確認（電話や訪問）に応じることができる
- (10) 市社協が交付する利用者カードを活用することができる

※(4)について：契約後、本人に成年後見が開始された場合は、当該契約は終了となる

² <https://www.mhlw.go.jp/content/001474411.pdf>

※(6)について：以前は、賃貸住宅入居者に限定していたが、令和7年4月1日より持ち家にお住まいの方と預貯金の上限額を240万円から350万円に引き上げた。これにより問い合わせ数も増えたとのこと。

※(7)について：生活保護受給者には葬祭扶助があることや件数を考慮した結果である。

※(8)について：保険料または預託金分割方式とすると、滞納管理なども必要となり事務負担が増えることも考慮した。

- 実施主体（市役所内課、社協委託、NPO等）：
京都市、京都市社会福祉協議会（委託先）

3. 事業内容の詳細

- 主な支援・事業内容
(例：エンディングノート普及、相談窓口、講座・イベント、専門職との連携など)
 - ・ 葬儀社、利用者及び市社協の三者で死後事務委任契約を結び、利用者の生前は、市社協が電話や訪問等により利用者の生活状況や健康状態を確認する。必要があれば、市社協が介護サービスや成年後見制度等の支援につなぐ。
 - ・ 利用者が亡くなられた後、葬儀社が利用者の葬儀や納骨、残置物処分を行い、市社協が契約内容の履行を確認した後、葬儀社に預託金を支払う。
 - ・ 利用者は、葬儀・納骨費用として25万円、残置物処分を希望される場合は業者見積額を加えた預託金を、契約時に一括して預託する。
 - ・ 生前利用者から預かった費用により、利用者の死後、葬儀や納骨、家財等の処分を行う事業のみであり、遺言作成は行っていない。
- 実施体制（職員数、配置、協力団体）
6名(但し、成年後見支援センター・法人後見・中核機関等との兼務)
- 利用状況（相談件数、参加者数、利用者層）

年度・件数	R3	R4	R5	R6	R7(9月末)
利用	130	145	223	270	277
新規契約	3	3	5	7	2
終了・解約	2	1	3	0	2
年度末件数	7	9	11	18	18

※令和7年度の想定件数は、相談件数で約550件、契約件数で28件とのこと

なお、終了8件のうち、死亡によるものは4件。その他は、成年後見制度への移行、生活保護受給開始、本人からの申し出など。

■ 財源（市費、国県補助金、他）

市が、令和7年度予算額として、500万円を計上している。

※ 厚生労働省の補助金（持続可能な権利擁護支援モデル事業・身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組）を活用している。

1自治体あたり 5,000千円が補助基準額で、補助率は3/4。

4. 特徴的な取り組み

■ 他自治体と異なる独自の工夫点

- 他の自治体では、預託金以外の利用料なども徴収している場合があるが、本市では、預託金以外の利用料等は徴収していない。

■ 成果が出ている取り組み（数値的実績・評価）

- 前記の対象者の拡大に伴い、問い合わせ数が増加している。また、市報などの物理的紙媒体を利用した広報も行っている。

■ 市民の反応や利用者の声

- 預託金を預託することで安心される高齢者の方が多いという印象だった。

5. 課題と対応策

■ 担当者から聞いた課題

- 身寄りのない高齢者が増加すればするほど、事業の採算や予算の確保、サービス提供等にあたる人員不足が懸念される。
- 予期せぬ遺留金品が発見された場合の取扱いや、特に持ち家居住時など戸籍法第87条第1項及び第2項に規定する者がいない場合の死亡届出者の取扱いに不安がある。
- 今後、利用者の要件を緩和した場合には、民業圧迫が懸念される。
- 預貯金額や金融機関口座の所有数、その他金融資産や不動産の有無等の情報は自己申告以外に確認する術がない。
- 相続手続未了等により利用者名義でない不動産に居住している場合、家財処分する際、他人物を無断で処分することになるのではないか、という問題が生じる。
- ペットのいる方が亡くなった場合、ペットの引取先の調整が課題である。
- 持ち家利用者が帰来予定のない入院や入所をした場合に、継続利用を希望しても解約となってしまう。
- 利用者の増加に伴い、安否確認も広範囲になってきているため、人員体制の確保

がさらに今後の課題となる。

- ・他の自治体が取り組んでいる身元保証・入退院時の付き添い等は、マンパワーとの兼ね合いもあり行っていない。

■ 対応や工夫の具体例

- ・ 残置物の処分費用は、処分業者との契約時での家財量で見積もりを行い、その後、安否確認をする中で家財の増減を把握した場合には、再見積もりを行うようにしている。
- ・ 見積もりの際には、職員も立ち会い、家財等について、渡したい相手がいないか等本人の希望も確認している。
- ・ 家財処分時にこれまでに確認されていなかった通帳が見つかった場合には、表紙のコピーを取り、10年間保存している。
- ・ 安否確認（電話、訪問）として、月に1度の訪問と月に1・2回の電話を通常としている。それこそが、本事業の肝である。
- ・ 本事業を実施する中での困った事例として、葬儀会社から、預託金25万円では難しいと言われたこともあった。しかし、市として別途対応しないことになってしまったため、葬儀会社には預託金の範囲内で対応してもらったことがある。

6. 視察を通じての学び・所感

■ 印象に残った点

- ・ 京都市の事業は、対象者・対象事業を絞っている点が大きな特徴である。他職種との連携先としては、本件契約に際しての審査会に係る審査委員として、弁護士・社会福祉士・認定看護師・認知症家族の会・基幹相談支援センター職員ほかがあげられるとのことだった。
- ・ 担当者によれば、これまでの現状で死後事務におけるトラブルで弁護士に相談したことではないとのことだった。しかし、今後、残置物に高額なものが含まれていた場合や、相続人との間の意見の相違が生じた場合、持ち家要件の拡大に伴い賃貸ではない物件や相続手続未了の物件での処理が必要となった場合には、新たな対応が必要な場面も生じるよう感じた。

■ 自治体への示唆（導入可能性、参考にすべき点、注意すべき点）

- ・ 事業開始時の対象事業及び対象者の選定とこれに対応する法的トラブルの手当てには違いが生じると思われる。
- ・ 予算との兼ね合いもあり、当初は、限られた予算の範囲で事業を実行してみて、徐々に事業範囲・対象者を広げていくことも一つの方策であると思われる。
- ・ 事業領域を広げる場合、単なる賃貸物件の残置物処分にとどまらず、遺留品・動

産及び不動産を含む相続手続との関係でも法的問題が生じてくる可能性がある。そのため、弁護士・司法書士・行政書士などの司法関係者との連携の必要性が増す、と考えられる。

7. 添付資料

- 配布資料一覧
- 写真（必要に応じて）

質問
5

子どもはいませんが、兄弟姉妹はいます。しかし、高齢であったり、遠方に住んでいる等により頼ることができません。

回答 ご事情により、事業を利用していただける場合もあります。

質問
6

健康状態に変化があり、入院や施設入所することになりました。



回答 利用者が事業の利用を希望する限り、契約は継続します。

質問
7

生活費が不足するので、預託金の一部のみ返還してください。

回答 預託金の一部のみ返還することはできません。この場合は、契約は解約し、お預かりした預託金を全額返還します。

質問
8

安否確認はどのようにして行いますか。

回答 京都市社会福祉協議会の職員が、電話やご自宅への訪問等により行います。なお、安否確認の際、利用者の生活状況や健康状態に変化があった場合には、介護サービスや成年後見制度等を利用できるよう、支援させていただきます。

質問
9

契約後、残置物処分に関する契約を追加することはできますか。

回答 できます。その場合は、改めて処分費用の見積りを行い、見積額に応じた預託金をお預けいただきます。

質問
10

契約中、いつでも解約できますか。

回答 できます。契約を解約した場合には、お預かりした預託金を全額返還します。

【お問合せ先】京都市社会福祉協議会 京都市長寿すこやかセンター
電話/075-354-8741 ファックス/075-354-8742

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅渓町83-1「ひと・まち交流館 京都」
受付時間 月曜日～土曜日：午前9時～午後9時 日曜日・祝日：午前9時～午後4時30分
※ 毎月第3火曜日（祝日の場合は翌日）及び年末年始は休み

これからも安心して生活していただくために 京都市 単身高齢者 万一あんしんサービス

生前、利用者からお預かりした費用により、利用者の死後、葬儀や納骨、家財等の処分を行う事業です。

※ 事業による支援は、京都市からの委託により、京都市社会福祉協議会が実施します。

1.事業対象者

○ この事業を利用するには、以下の要件のすべてを満たす必要があります。

- ① 京都市内在住
- ② 65歳以上
- ③ ひとり暮らし
- ④ 契約能力がある

※ 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者は対象外

- ⑤ 子どもや頼れる親族がない
- ⑥ 低所得者（市民税非課税・不動産非所有・預貯金240万円以下）
- ⑦ 賃貸住宅（公営住宅を含む）入居者
- ⑧ 生活保護を受給していない
- ⑨ 契約時、預託金を一括して預けることができる
- ⑩ 契約後、京都市社会福祉協議会職員による安否確認（電話や訪問）を受けることができる



2.預託金

○ 契約の際、京都市社会福祉協議会にお預けいただきます。

内 容	金 額	備 考
葬儀・納骨費用	25万円	① 利用者全員を対象とします。 ② 葬儀社が管理するホールにご遺体を安置した後、京都市中央斎場で火葬し、京都市深草墓園に納骨します。（原則） ③ 通夜や告別式は行いません。
残置物処分費用	見積額による	① 利用者のうち、希望者のみを対象とします。 ② 残された家財等は、すべて専門業者により処分します。

3.利用契約

- 提示する葬儀社リストから、利用者が1社選択していただきます。
- 葬儀社・利用者・京都市社会福祉協議会で契約（三者契約）を結びます。
- 成年後見制度の利用等により契約を解約する場合には、預託金は全額返還します。

4.安否確認

- 京都市社会福祉協議会の職員が、定期的に、電話や訪問等により、利用者の生活状況や健康状態を確認します。
- 必要があれば、介護サービスや成年後見制度等の支援におつなぎします。

5.急変したとき

- 京都市社会福祉協議会（平日の日中）と契約した葬儀社（平日の日中以外、土日祝を含む）が緊急連絡を受け付けます。
- 利用者からリビングウィル等をお預かりしている場合には、医療機関等関係者に対して開示させていただきます。

利用者カード

意識不明になったときに医療機関等から連絡を受け付けることができるよう、京都市社会福祉協議会と契約する葬儀社の連絡先を記載した利用者カードを発行します。

利用者は、常に、このカードを携帯してください。



6.亡くなったとき

- 契約に基づき、葬儀社が葬儀と納骨を行います。
- 残置物処分の契約を結んでいる場合には、葬儀社が家財等を処分します。
- 京都市社会福祉協議会は、契約内容の履行を確認した後、葬儀社に対して、利用者からお預かりしたお金（預託金）を支払います。

7.事業利用に必要な書類

- 以下の書類をご提出いただきます。

- ① 申込書 ② 誕生してから現在までの戸籍 ③ 住民票
- ④ 介護保険料納入（変更）通知書兼特別徴収開始（停止）通知書
- ⑤ 健康保険被保険者証 又は 後期高齢者医療被保険者証
- ⑥ 居住不動産の賃貸借契約書コピー ⑦ 誓約書 ⑧ 契約書



8.質問と答え

質問
1

契約後に京都市外に転居した場合は、この事業の利用を続けることはできますか。



回答 できません。京都市外に転居した場合には契約は解除とし、お預かりした預託金を全額返還します。

質問
2

判断能力があることは、どのようにして確認しますか。

回答 職員が面接を通じて確認します。診断書等、医師の証明はいりません。なお、判断能力について疑義がある場合には、京都市社会福祉協議会が設ける契約締結審査会において契約の可否を審査します。

質問
3

契約後、判断能力が低下しました。

回答 判断能力が低下し、成年後見制度を利用することになった場合には契約は解約とし、お預かりした預託金を全額返還します。ただし、同様の場合で、日常生活自立支援事業を利用することになった場合には、契約は継続します。

質問
4

子どもがいないことを、どのようにして明らかにすればよいですか。

回答 ご提出いただく戸籍謄本及び除籍謄本にて確認させていただきます。

福岡市視察報告書

全体概要・まとめ

福岡市社会福祉協議会は、死後事務委任を軸として高齢者の生活の様々な局面（居住、入院、金銭管理等）に対する意思決定支援を行っている。平成23年に預託金方式による死後事務委任事業を開始した。その後も保険形式の死後事務委任、生命保険信託による親なき後の支援事業といった事業を開発し、高齢者の抱える問題に取り組んでいる。平成31年以降は終活サポートセンターという相談窓口を設け、専門家を含む相談員が相談に応じ、あるいは終活出前講義を行っている。予算も市の補助金を確保しているほか、事業収入もある。奈良県の市町村においても、非常に参考になる取り組みである。

◆ 視察先①

1. 基本情報

- 視察先自治体名：福岡市社会福祉協議会
- 担当部署・担当者名：吉田時成氏（終活サポートセンター所長）、力久祐理子氏（主任）
- 視察日：令和7年10月20日
- 同行者：佐々木育子、射場守夫、福本佳苗、上崎智代、畠山貴之、阪本康祐、伊崎翔

2. 事業の概要

- 事業名： ずっとあんしん安らか事業／やすらかパック事業／親なき後支援事業
- 開始年度： 平成23年／平成29年／令和5年
- 目的・背景：以前から居住支援に取り組んできたが、その中で死後事務委任契約を軸とした終活支援の必要性を感じるようになった。そこで、平成23年に預託金方式のずっとあんしん安らか事業を開始した。その後、預託金が積めない人のために保険形式のやすらかパック事業を開始した。令和5年からは生命保険信託形式の親なき後支援事業を開始している。

それらの事業の目的は、①身寄りのない高齢者等が抱える生活課題に対応するため、福岡市社協との死後事務委任契約により、葬儀、納骨、家財処分や行政手続きなどの死後事務への不安を解消すること、②転居、入院、入所時などの身元保証を代替する支援や、日常生活上の見守り、相談支援や緊急対応などの生活支援サービスを提供することで、本人の希望に寄り添った意思決定支援を実施することである。

■ 対象者等

(1) 対象者

〔ずっとあんしん安らか事業〕

①福岡市内に居住する原則70歳以上の方（世帯全員70歳以上であること）

- ②明確な契約能力を有する方
- ③原則として子がいない方・頼れる親族がいない方（親族が遠方というだけではこの要件は満たさない）
- ④生活保護を受給していない方

〔やすらかパック事業〕

- ①福岡市内に居住する40歳以上90歳未満の方
- ②明確な契約能力を有する方
- ③生活保護を受給していない方
- ④保険会社の引受要件に該当する方（心不全・肝硬変等に罹患していない、要介護2以下など）
- ⑤死後事務を行うことのできる親族がいない方
- ⑥「声の訪問」等の見守りサービスを利用できる方

※「声の訪問」とは、福岡市が65歳以上の高齢者等を対象に、日曜・祝日以外の決まった時間に安否確認の電話連絡をする事業

〔親なき後支援事業〕

- ・障がいのある子やひきこもりの子がおり、「自分がいなくなつた後の子のことが心配」という方で
- ①子が市内に住んでいること
- ②親が遺言を作成し、遺言執行者を指定していること
- ③親が生命保険及び生命保険信託契約を締結し、指図権者を福岡市社協としていること
- ④親子ともに契約内容に同意し、親なき後に身上保護サービス等の利用を希望していること
- ⑤親子ともに契約能力を有していること

(2) 契約までの流れ

〔ずっとあんしん安らか事業〕

- ①相談受付
- ②社協にて面談
- ③葬儀・納骨先の決定
- ④引渡人（死後事務完了後預かり物を引き渡す人）の指定、指定する人がいない場合は公正証書遺言にて遺言執行者を選任する
- ⑤家財処分費用の見積もり
- ⑥契約

※所要期間3～6ヶ月程度

〔親なき後支援事業〕

- ①相談

- ②支援プランの提案と契約
- ③運営審査会による支援状況等の定期的な監督
- 実施主体（市役所内課、社協委託、NPO 等）：
 - 〔ずっとあんしん安らか事業、親なき後支援事業〕
 - 福岡市社会福祉協議会終活サポートセンター
 - 〔やすらかパック事業〕
 - 委託先 NPO 法人

3. 事業内容の詳細

- 主な支援・事業内容
 - （例：エンディングノート普及、相談窓口、講座・イベント、専門職との連携など）
 - 〔ずっとあんしん安らか事業〕
 - ・見守りサービス（電話：1ヶ月に1～2回、訪問：6ヶ月に1回）
 - ・入院支援（緊急連絡先の引き受け、病状説明への立ち会い、医療費等の支払代行、郵便物の確認等）
 - ※オプションサービス
 - ・書類預かり
 - ※オプションサービス
 - ・死亡後の連絡、葬儀会社への連絡、葬儀会社との打ち合わせ等、葬儀・出棺・火葬・納骨までの実施
 - ・家財処分
 - ・行政手続き、公共サービスの終了手続き等
 - ・残余預かり金等の引渡人または遺言執行者への引き継ぎ
 - 〔やすらかパック事業〕※NPO 法人が実施する。
 - ・月1回の定期訪問
 - ・直葬（直葬のみ、葬儀社指定など不可）
 - ・納骨（原則指定納骨先への納骨。購入済みの納骨先があれば対応）
 - ・家財処分
 - ・行政手続き、公共サービスの終了等
 - ・清算は、遺言執行で対応する
 - 〔親なき後支援事業〕
 - ①親について
 - ・3か月に1回の定期訪問による状況確認
 - ※必要に応じて、日常生活自立支援事業、成年後見制度（法人）、死後事務委任等の活用
 - ②子について
 - ・月2回の定期訪問による状況確認や相談支援

- ・生命保険信託を活用した子の生活費の確保

※必要に応じて、居住支援事業、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の活用

■ 実施体制（職員数、配置、協力団体）

終活サポートセンターの職員数：7人（正職員：2名、嘱託職員3名、短時間勤務職員2名）

※やすらかパック事業の実施主体

NPO 法人（委託）

■ 利用状況（相談件数、参加者数、利用者層）

以下、令和6年度実績

〔ずっとあんしん安らか事業〕

相談件数：459件

新規契約件数：7件

契約者数：81人

利用者層：70歳後半～80歳後半が多い。女性が7～8割。

〔やすらかパック事業〕

相談件数：340件

新規契約件数：9件

契約者数：53人

利用者層：70代前半～80歳前半が多い。男女半々ぐらい。

■ 費用

①ずっとあんしん安らか事業

・入会金 15,000円

・年会費 10,000円

・預託金 500,000円～（葬儀・納骨費用・公共料金等の清算費用。社協が受領する執行費用50,000円を含む。）+残存家財の処分費用（業者見積額を元に決定する）

②やすらかパック事業

契約時の年齢と健康状態で決まる

契約年齢	利用料(月額)	3割増	5割増	7割増
40～69	3,000円	3,900円	4,500円	5,100円
70～74	3,500円	4,550円	4,550円	5,950円
75～79	4,000円	5,200円	6,000円	6,800円
80～84	4,500円	5,850円	6,750円	7,650円
85～89	5,000円	6,500円	7,500円	8,500円

■ 財源（市費、国県補助金、他）

終活サポートセンターの予算が年間3000万円程度。

うち、6割が福岡市からの補助金（国から市への補助は200万円程度）

4割程度は利用料や遺贈等の自主財源。

4. 特徴的な取り組み

■ 他自治体と異なる独自の工夫点

①低所得者向けの保険金方式（やすらかパック事業）を実施している（他は足立区社協のみ）

②終活相談窓口（終活サポートセンター）を常設的に置いている（同様に常設窓口を設置している機関として、豊島区民社協を知っている）

③最初（相談窓口）から最後（死後事務）までサポートする体制あり

■ 成果が出ている取り組み（数値的実績・評価）

〔ずっとあんしん安らか事業〕

●令和2年度

相談件数：328

新規契約件数：10

解約件数：9（うち死後事務実施7）

契約者数：82

●令和3年度

相談件数：443

新規契約件数：7

解約件数：9（うち死後事務実施4）

契約者数：80

●令和4年度

相談件数：430

新規契約件数：5

解約件数：9（うち死後事務実施6）

契約者数：76

●令和5年度

相談件数：426

新規契約件数：5

解約件数：3（うち死後事務実施1）

契約者数：78

●令和6年度

相談件数：459

新規契約件数：7

解約件数：4（うち死後事務実施3）

契約者数：81

〔やすらかパック事業〕

●令和2年度

相談件数：233

新規契約件数：7

解約件数：2（うち死後事務実施1）

契約者数：42

●令和3年度

相談件数：400

新規契約件数：8

解約件数：3（うち死後事務実施2）

契約者数：47

●令和4年度

相談件数：322

新規契約件数：5

解約件数：3（うち死後事務実施1）

契約者数：49

●令和5年度

相談件数：231

新規契約件数：1

解約件数：4（うち死後事務実施3）

契約者数：46

●令和6年度

相談件数：340

新規契約件数：9

解約件数：2（うち死後事務実施1）

契約者数：53

■ 市民の反応や利用者の声

利用者の声：頼りになる 親族がおらず、将来のことを考えると不安だった。契約して安心できた。自分が死んだら大家などに迷惑をかけるのが心配だった。

（事業の支援内容だけでなく）もっと家族同様の存在になってほしい。

市民の声：終活の相談をどこにしていいか分からなかった。社協なら安心できる。

親なき後支援事業のような、障がいのある子に伴走してもらえる制度を探していた。

（市外の方から）将来、死後事務支援が充実している福岡市へ転居しようと考えている。

対象者を拡大して、誰でも使えるような制度にしてほしい。

5. 課題と対応策

■ 担当者から聞いた課題

①パッケージ支援事業を「制度」として運用する以上、制度の狭間にあって支援対象外となる方が存在

②終活や死後事務は専門知識を習得する環境が不足。福祉人材の担い手不足。

③民法をはじめとした各施設やアパートの賃貸契約や施設への入所・退去手続き時、携帯電話の解約手続き等、家族でない第三者では手続きが制限されることが多い。

■ 対応や工夫の具体例

①につき、対象外となる市民の声を聞き、事業スキームや対象要件などを適宜見直して、対象拡大や利便性の向上を図っている。

個別ケースについて、対象要件を緩和して契約すべきか運営審査会で審議することがある。

低所得の方も利用できるよう、市民等からの遺贈寄付を基金化することも検討する価値があると考えている。

②につき、専門職を育成確保する手段としてはOJTが中心である。

内部研修や外部機関が主催する研修への積極的な参加を促している。

各手続きをマニュアル化している。ただし細かい状況判断など明文化が困難な部分もある。

③につき、地元の金融機関の行員や病院スタッフに向けた研修を実施し、身寄りのない方を拒まない対応を周知・啓発している。

成年後見制度の中核機関と連携し、身寄りのない方への関わり方について幅広い事業者と共通認識をもつ機会を作りたいと考えている。

6. 視察を通じての学び・所感

■ 印象に残った点

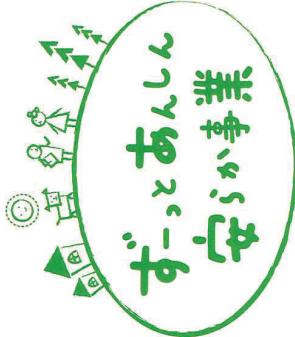
- ・終活支援の相談窓口から死後事務まで社協で完結している点。

- ・現場の状況から不足したものを抽出し、これに対応するサービスを開発するという好循環が生み出されていると感じる。地に足がついている印象である。

- 自治体への示唆（導入可能性、参考にすべき点、注意すべき点）
 - ・福岡市のように奈良県内においてもトータルサポートが行われることが理想だが、予算の問題あり。また、福岡市は、民間が終活支援を開始するよりも前に支援を開始したため、民業圧迫の非難を受けることはなかったが、これから制度を設ける自治体は民業圧迫の非難を受ける可能性があるので、要件に収入要件を設ける必要があるかもしれない。
 - ・福岡市からの補助金が潤沢であり、地元自治体の姿勢が事業を支えている印象を持った。奈良県において事業を実現し、拡大するには県や市町村に対する働きかけが重要になると思われる。

7. 添付資料

- 配布資料一覧
 - ・ずっとあんしん安らか事業リーフレット
 - ・ずっとあんしん安らか事業契約書
 - ・ずっとあんしん安らか事業重要事項説明書
 - ・やすらかパック事業契約書
 - ・やすらかパック重要事項説明書
 - ・やすらかパック事業自筆証書遺言見本
 - ・やすらかパック事業チラシ
 - ・遺贈リーフレット
 - ・終活サポートセンターリーフレット
 - ・終活を通じた権利擁護支援
 - ・親なき後支援事業リーフレット
- 写真（必要に応じて）



あらかじめ預託金をお預かりして、契約した方が亡くなつた時に預かつた金額内の葬儀・納骨・公共料金などの清算や家財の処分を行う事業です。

下記の条件すべてを満たす方が事業の対象となります。

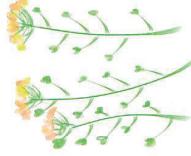
①福岡市内に居住する原則70歳以上の方

※同居者がいる場合、全て原則70歳以上の親族であること

②明確な契約能力を有する方

③原則として子がない方・頼れる親族がいない方

④生活保護を受給していない方



入会

入会金	15,000円 (税込)
年会費	10,000円／年 (税込)

預託金

葬儀・納骨時費用
公共料金等の清算費用

500,000円～

※預託金の中から執行費用として50,000円をいただきます。

死後の諸手続きを行います。
安心して生活できるよう支援します。

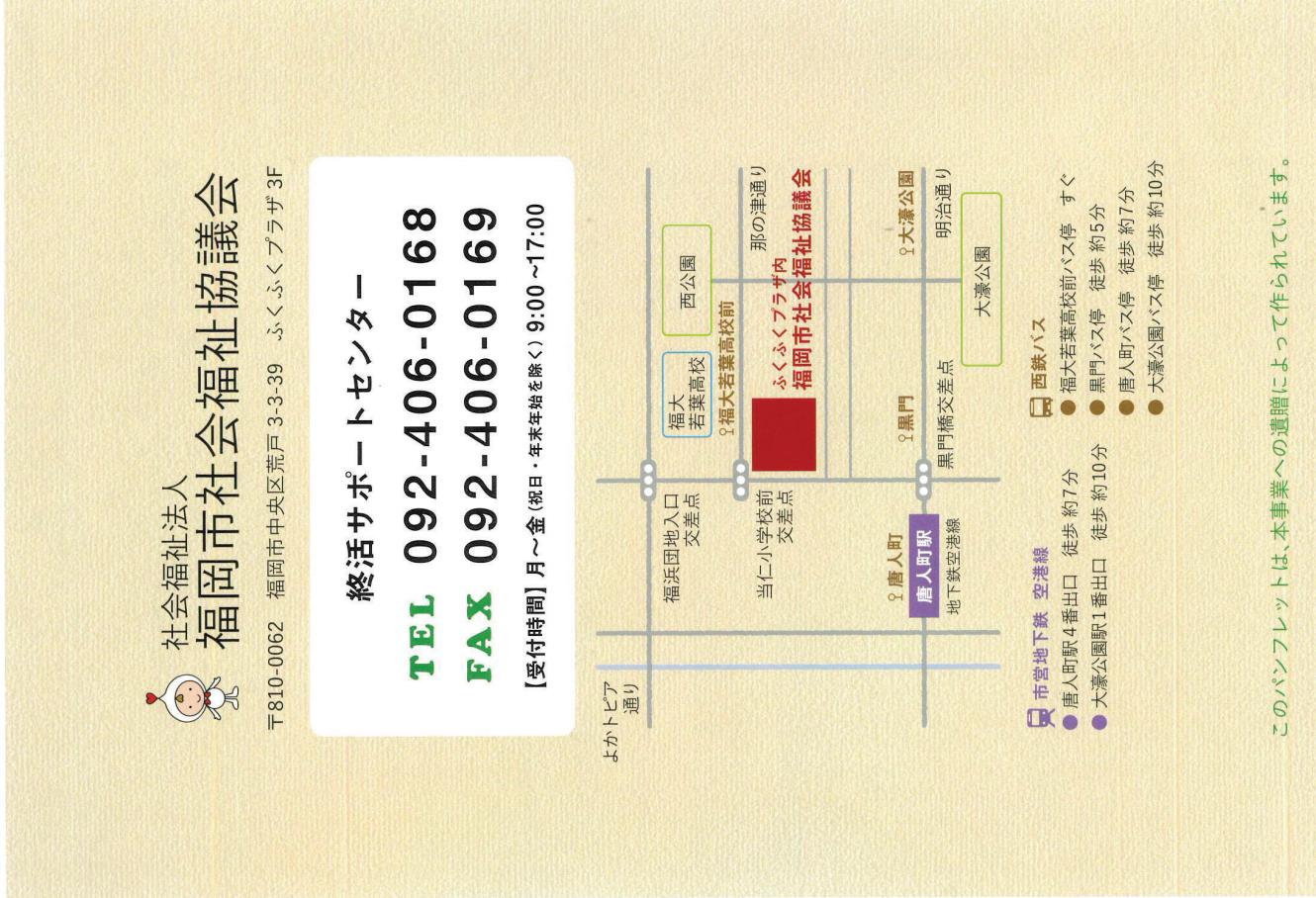
福岡市社会福祉協議会

定期連絡・訪問

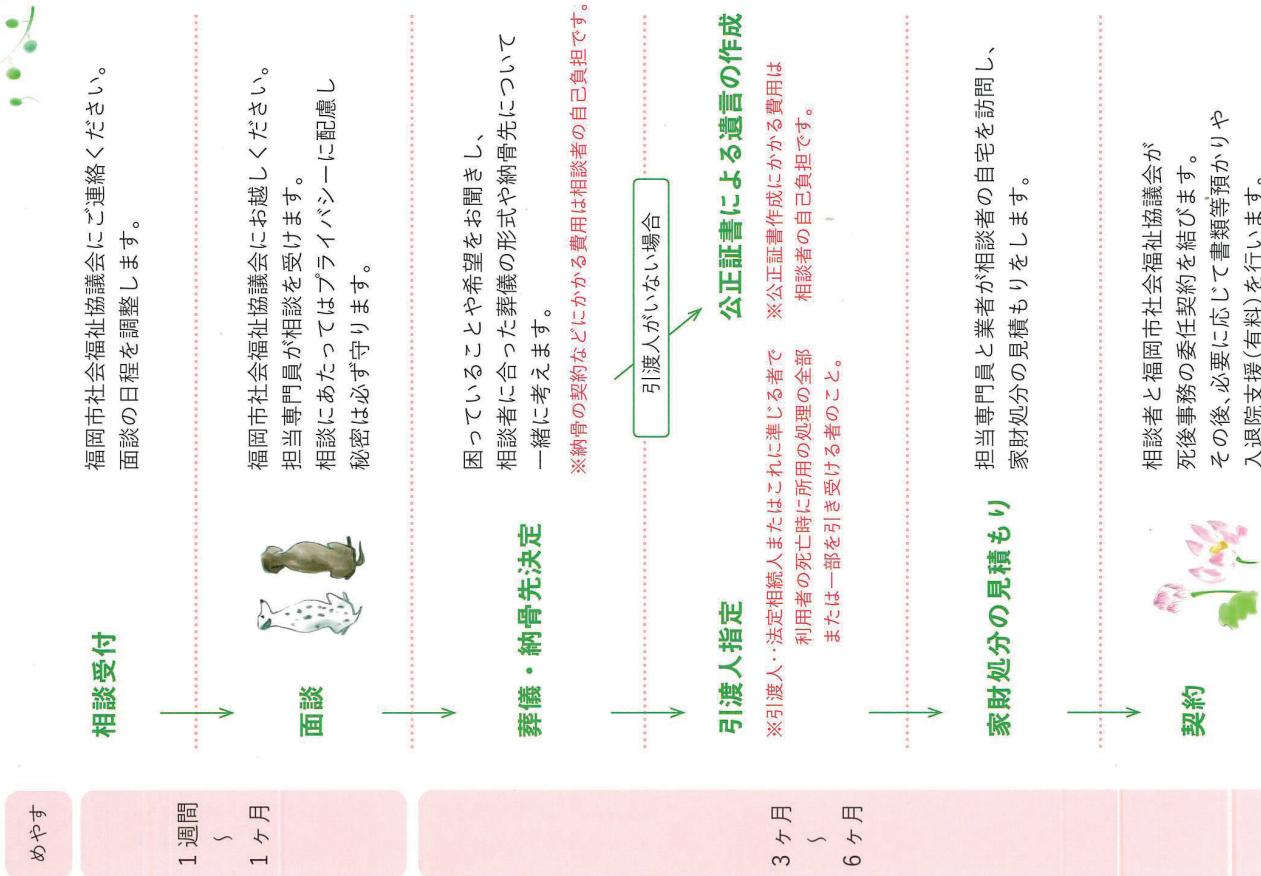
福岡市社会福祉協議会の職員が、定期的な連絡や訪問をします。



身寄りがないから
この先不安で…。



契約までの流れ



申し込みできる方

福岡市内に居住する40歳以上90歳未満の方

明確な契約能力を有する方

生活保護を受給していない方

保険会社の引受要件に該当する方

死後事務を行うことができる親族がない方

「声の訪問」等の見守りサービスを利用できる方

利用料

毎月の利用料…3,000円～8,500円

※申し込み時の年齢・健康状態で利用料が変わります。

※途中解約された場合、お支払いいただいた利用料の返金はありません。

まずは、ご相談・お問い合わせください。●来所される場合は、ご予約をお願いします。

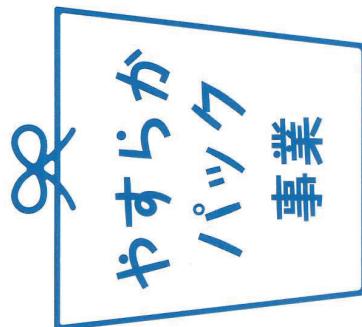
仕組み

福岡市社会福祉協議会と

- 死後事務の委任契約を結び、利用料を支払っていただくことで
- 保険の仕組みを利用し、
- 福岡市社会福祉協議会が委託した業者が死後事務を実施します。



いつ訪れるかわからない
「その時」に備えて。



「自分が死亡した後のことが心配」という方と生前に契約を結び、
死後事務（直葬・納骨・家財処分・役所の手続きなど）を行う事業です。
※直葬とは……通夜・告別式を行わず、24時間ご遺体を安置後、火葬する形式です。

終活サポートセンター

TEL 092-406-0168
FAX 092-406-0169

【受付時間】月～金 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

Map showing the location of the service center relative to Fukukyucho Station, including bus stops for 'ふくふくプラザ' and '西鉄バス', and subway stations for '唐人町駅' and '黒門'.

福岡市社会福祉協議会
福岡市中央区荒戸3-3-39

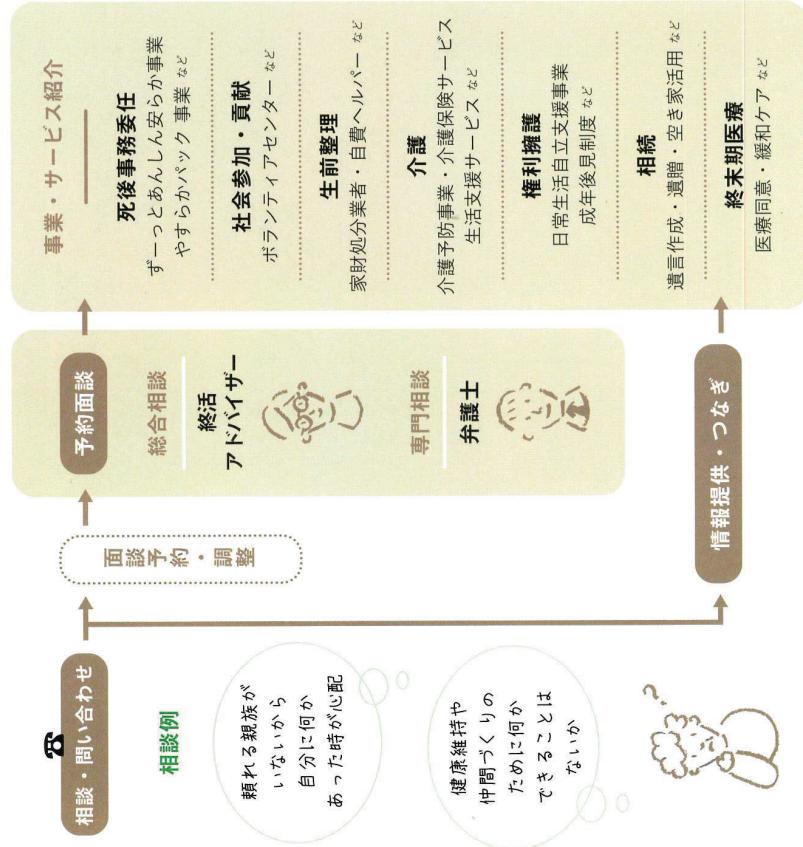
福岡市社会福祉協議会
福岡市中央区荒戸3-3-39

終活相談窓口

終活に関する様々なご相談を受け、役に立つ情報の提供などを行います。
さらに、総合的なご相談や法律関係のご相談については予約制で対応いたします。

センター開所日時……月～金 9時～17時（祝日・年末年始を除く）
予約制専門相談……第1・2・3・5水曜日 <総合相談> 終活アドバイザー
第4水曜日 <専門相談> 弁護士
13時～16時 定員3名（要予約）※1人あたり約1時間

費用……無料



人生の「ゴール」は
あせらず、ゆっくり、しっかりと。

終活サポートセンター

わたしたち「終活サポートセンター」は、
市内にお住いのご高齢者やそのご家族などを対象に
終活に関するご相談を受け、さまざまな情報提供を行うことを目的として
福岡市社会福祉協議会の中に生まれたセンターです。
みなさまが「人生の仕舞いかた」を考える、備えていく時に
きっと役に立てると言じています。

福岡市社会福祉協議会

◎まずはお電話・ファックスで当センターにご連絡ください。

出張相談窓口

終活出前講座

福岡市内のふれあいサロンや地域カフェなどのスペース内に相談コーナーを設け、相談員が個別相談に応じます。終活前講座と併せて実施することも可能です。

講座内容のテーマ(例)

- 「終活」いろいろ
- エンディングノートの書き方
- 終活カードゲームなど

費用……無料

○まずはお電話・ファックスで当センターにご連絡ください。

サポート事業(死後事務委任・親なき後支援事業)

サービス内容

費用

サービス内容

費用

サービス内容

費用

サービス内容

費用

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会



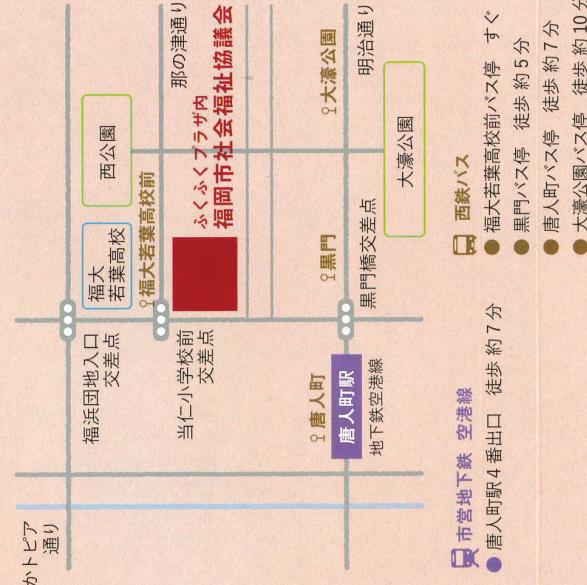
TEL 092-406-0168
FAX 092-406-0169

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 ふくふくプラザ3F

終活サポートセンター

【受付時間】月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

所要時間……1時間程度(目安です※相談可能)



Map showing the location of Fukukyu Plaza 3F relative to various landmarks and transportation hubs. Key points include:

- ふくふくプラザ内 福岡市社会福祉協議会 (Fukuoka City Social Welfare Association)
- 福大若葉高校前 (Front of Fukuoka University of Technology Wakayama High School)
- 福浜団地入口 (Entrance of Fukuhama Residential Area)
- 西公園 (West Park)
- 当仁小学校前 交差点 (Intersection in front of Daigakuin Elementary School)
- よかトピア通り (Yokataopia-dori Street)
- 福大若葉高校前 (Front of Fukuoka University of Technology Wakayama High School)
- 那の津通り (Nanotsu-dori Street)
- 唐人町駅 (Karakin-chō Station)
- 黒門 (Kuro-mon)
- 黒門橋交差点 (Intersection of Kuro-mon Bridge)
- 大濠公園 (Ozaki Park)
- 地下鉄空港線 (Subway Airport Line)
- 唐人町駅4番出口 (Exit 4 of Karakin-chō Station)
- 西鉄バス (Xitetsu Bus)
- 唐人町駅4番出口 徒歩約7分 (Walking distance from Exit 4 of Karakin-chō Station to the bus stop is approximately 7 minutes)
- 福大若葉高校前バス停 (Bus stop in front of Fukuoka University of Technology Wakayama High School)
- 黒門バス停 (Black Gate Bus Stop)
- 唐人町バス停 (Karakin-chō Bus Stop)
- 大濠公園バス停 (Ozaki Park Bus Stop)
- 徒歩約5分 (Walking distance is approximately 5 minutes)
- 徒歩約7分 (Walking distance is approximately 7 minutes)
- 徒歩約10分 (Walking distance is approximately 10 minutes)

大川市視察報告書

全体概要・まとめ

福岡県大川市は、全国でも有数の家具の町として知られており、中小企業・個人事業主の割合が高い。高齢化が進んでいく中で、一人暮らしの高齢者や親族による支援が困難な市民が増加し、緊急搬送されても入院手続がとれなかったり、治療方針を本人だけでは決められなかったり、支払が困難な人が多くなった。そのため、元気なうちに、自分で備える必要を強く感じ、行政で終活支援に取り組むようになった。

令和4年度に、行政の終活支援をサポートする(株)鎌倉新書と終活連携協定を締結し、市民への終活に関する情報提供、研修会、終活相談ダイヤルの設置などの取り組みを始めた。また令和6年2月に、「身寄りがない人の入院・入所対応マニュアル」の策定や「大川市おひとりさま支援事業」に取り組み始めた。

過疎化が進む地方の小規模自治体として、高齢化・孤立化の課題解決に取り組みつつ、担い手不足を解消するため、DX・ICT活用をしながら、なるべく人的コストをかけない仕組み作りを目指している。

◆ 視察先①

1. 基本情報

■ 視察先自治体名：

福岡県大川市

(面積：33.63 m²、人口3万0880人、高齢化率37.3% (R7.3末)

■ 担当部署・担当者名：

大川市福祉事務所 所長野中貴光氏、次長兼地域福祉係長田中茂氏、地域福祉係主任
主査松本梨恵子氏、同係田島加奈氏

大川市健康課健康推進係梅崎好美氏

大川市成年後見センター後見専門相談員大塚加奈氏

大川市社会福祉協議会地域福祉係田中謙充氏、同係竹井明日香氏

■ 視察日：

2025年10月21日(月) 午前10時～12時

■ 同行者：

奈良弁護士会：佐々木育子、福本佳苗、射場守夫、阪本康祐

2. 事業の概要

■ 事業名：

①大川市の終活支援

②大川市おひとりさま支援事業

③その他、「身寄りがない人の入院や入所に関する支援マニュアル」「大川市高齢者等の成年後見制度の利用にかかる事務取扱要領」「身寄りがない方がなくなったときの

「事務マニュアル」等のマニュアル・規定の整備

■ 開始年度：

- ① 令和4年度
- ② 令和6年2月
- ③ 「身寄りがない人の入院や入所に関する支援マニュアル」令和6年2月
「大川市高齢者等の成年後見制度の利用にかかる事務取扱要領」令和4年10月
「身寄りがない方がなくなったときの事務マニュアル」令和5年7月改訂

■ 目的・背景：

人口減少や少子高齢化による一人暮らし高齢者の増加により、親族が遠方にいて支援が困難な市民が増加し、これまで家族の役割だった日常的金銭管理や生活支援などを担う人がいないため、日常生活のちょっとした困りごとが解決できず、必要な入院・入所の手続、支払ができない高齢者が増加していた。地域ケア会議等での議論の中で、今後も身寄りがない市民の増加が見込まれる。大川市は、司法過疎地であり、弁護士は1名、司法書士は3~4人いるがリーガルサポートには入っていない。成年後見制度を利用しても、市外の専門職に頼るしかなかった。現在の成年後見制度や、それまでの事務管理による支援だけでは対応が困難だと感じていた。

令和4年度に(株)鎌倉新書と終活連携協定を締結(鎌倉新書は行政向けの終活サポート事業者で特に委託料はかかりず、様々な終活支援の情報提供や、エンディングノートの無償提供が得られる)。終活にはどうしてもネガティブなイメージがあるため、元気なうちに自分の終活に備えてもらうよう、市民に働きかける取り組みを進めるとともに、令和6年2月から国の持続可能な権利擁護支援モデル事業を受託し、地元金融機関とも連携し、おひとりさまの日常的な金銭管理を実施している。

■ 大川市おひとりさま支援事業の対象者：

- ① 大川市内に住民票がある市民
- ② 身寄りがない、あっても支援を受けられない方
- ③ 判断能力に不確かなところがあるが、キャッシュレスサービスを理解・利用できる方

※おひとりさま支援事業は、生前の支援であり、日常生活自立支援事業の利用者と重なるところがあるが、キャッシュレスサービスを利用できるかどうかがポイントとなる。そのため高齢者の方ではなかなか利用者となれる人がいない。

■ 実施主体(市役所内課、社協委託、NPO等)：

大川市が大川市社会福祉協議会に委託

3. 事業内容の詳細

■ 主な支援・事業内容

① 大川市の終活支援

鎌倉新書のサポートを受けながら次のような取り組みを行っている。

●市民への情報発信

- ・鎌倉新書の「わたしのこれからノート」「終活べんり帳」の配布（企業の広告を入れることで無償配布）

・大川市終活セミナーの開催

※終活というと「縁起でも無い！」と言われるが、ポジティブになってもらうために次のようなことをアピールしている。

- ・一度きりの大切な人生、残りの時間を豊かにより良く生きる。
- ・最後まで自分らしく生きるための生理と備えを考える。
- ・自分が望む医療や介護について考え、身近な人と共有する。

・出前講座「思いと願い かたろう会」の開催（参加者 80 代多い）

※ゆうゆう会、老人クラブなどに出向き、要介護状態のネガティブな感情「怖い」「不安」「あきらめ」に向き合っても、支えてくれる人・サービス・制度があれば、自分らしく生きられることを周知（R7 には年間 4 回実施）

●研修会の開催

市職員への終活に関する研修会の実施

医療介護従事者に対するエンディングノートの書き方の研修

●市民や職員から終活に関する相談対応

終活相談ダイヤルを設置

② 大川市おひとりさま支援事業

・身寄りがない人の日常的な金銭管理を、K A E R U カード（予算管理機能のついたクレジットカード（Master Card）付プリペイドカード）を使って行う。その特徴は1日に利用できる金額（週単位・月単位でも可能）を利用者ごとに柔軟に設定できること。履歴の閲覧やカードの停止・再開等の操作を遠隔から行えること。臨時の送金も遠隔からできる。K A E R U カードが使える店は限定されているが、コンビニや病院などでも利用できる（市内で使えるお店の地図も準備している）。貸金庫の預かりサービスもある。

・大川市で養成研修を実施し、登録した意思決定支援サポーター（社会福祉法人職員、元行政職員、市民等）が本人に月 2 回訪問し、面談して意思確認をするほか、行政手続の同行などの支援を行う。マッチングは大川氏成年後見センターが行う。サポーターの報告書は google フォームを利用。

・地元信用金庫（大川信用金庫）と協定し、本人が入院したとき等に、本人が金融

機関にいけない場合、通帳や印鑑がなくても、病院代の請求書だけで、入院費を本人の口座から病院の口座に送金してくれる。

- ・三士会の専門職チーム（年3回開催）が困難事例の助言、領収書との適合のチェックを行う。
- ・利用料は一般1846円、生保1346円。後見報酬より安価である。内訳は、意思決定支援ソーターには1回1000円の日当（本人500円、市から500円）。社協に月500円、KAERUカードの利用料が月396円。
- ・利用者は保険証サイズの利用者証を所持。

【協議の場】大川市権利擁護ネットワーク会議・モデル事業検討部会
医療機関や社会福祉法人も参加し、身寄りのない人等の入院や入所、金銭管理支援の円滑化を検討



主体	日常的金錢管理サービス事業者	意思決定ソーター	管理監督団体	
担い手	大川市社会福祉協議会及び、大川市と協定を締結した金融機関	大川市の意思決定ソーター養成研修修了者で市に登録した者	大川市成年後見センター	大川市、権利擁護ネットワーク会議
役割等	大川市社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・利用相談受付、アセスメント ・預金通帳、印鑑、エンディングノート等の預かり ・チャージ設定 金融機関 <ul style="list-style-type: none"> ・入院や入所時の費用支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な訪問（月2回、1回1時間まで） ・行政手続きへの同行などを含む本人の意思決定支援 ・KAERUカードやPayPayアプリの使い方相談支援 <p>※直接的な金錢管理や代理行為はしない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定ソーターの登録・管理・マッチング ・本人へのモニタリング 	大川市 利用者証発行、相談・苦情の対応 専門職チーム 困難ケースに対する助言、定期的な状況確認
本人負担	<p>※目安の金額</p> <p>【一般】1,846円/月 【生保】1,346円/月</p> <p>参考：成年後見制度の場合（報酬助成の上限額）</p> <p>【在宅】28,000円/月 【施設等】18,000円/月</p>			

③ マニュアル・規定の整備

● 「身寄りがない人の入院や入所に関する支援マニュアル」

- ・大川市権利擁護支援ネットワーク会議で協議。身寄りがないおひとりさまについては、身元保証人を親族が引き受けられず、親族が医療同意を代行できない。
- ・国のガイドラインに則し、医療同意に関する対応の原則（治療についての同意は本人しかできない）を明確にし、本人が署名できない場合は、署名欄は無記名とし、その理由を診療記録に記載するだけでよいと記載。市内の病院にも大川市から説明。
- ・①緊急時連絡先、②医療同意にかかる書類、③入院中に必要な物品の準備、④入院費の支払い、⑤退院支援・施設入所支援、⑥死亡時の対応や遺体の引き取りの6点につき、判断能力がある場合と、判断能力が不十分な場合（成年後見活用あり・活用なし）に分けて具体的に考え方を整理している。入院費の支払いについては、本人が支払いができない場合は、信用金庫と提携し、大川市の方で請求書を大川信用金庫に回して、本人口座から病院の口座へ送金してもらえる（但し本人が死亡すると難しい）。

● 「大川市高齢者等の成年後見制度の利用にかかる事務取扱要領」

- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用につながるまでの間、事務管理として、市町村が通帳や現金を預かり、本人の日常生活継続に必要な費用を支払う。
- ・これはあくまでも暫定的な事務管理でありなにか報酬が発生するものではない。
- ・本人の印鑑と通帳を、大川信用金庫にもっていくと、氏名の代筆でも送金手続をしてくれる。代筆した市職員の運転免許証は提示する必要あり。令和4年までで4件、いままでに8件の利用あり。

● 「身寄りがない方がなくなったときの事務マニュアル」

- ・身寄りがない人が亡くなった場合の手順をフロー図や根拠法文を示して明確化。
- ・身元不明の人や、相続人がいても費用の弁償が得られなかった場合は、慰留金品については、一定の手続を経て、相続人への意思確認なしに、相続人に優先して火葬等の費用に充当できるとして、手続を明確化。それでも弁償できないときは都道府県に求償が可能（指定都市・中核市は自市で負担）
- ・葬祭費については、相続人の印鑑がなくても、市が費用弁償の請求をして、本人の通帳から、市の口座に送金できるとし、大川信用金庫での手続を説明。

■ 実施体制（職員数、配置、協力団体）

大川市福祉事務所が中心になって、終活支援を実施（社会福祉法人に委託した成年後見センターの職員も出前講座に関わっている）

おひとりさま支援事業は、大川市社会福祉協議会 常勤2名（兼務）で対応

※全体的に市の職員が、前に出て頑張っている印象

- 利用状況（相談件数、参加者数、利用者層）
 - ① 大川市終活セミナー参加者
 - R4「終活とは」「エンディングノートの書き方」 24名
 - R5「生前整理のすすめ」 45名
 - R6「知っておきたい相続のこと」 31名（個別相談 7名）
 - ② おひとりさま支援事業
 - 令和6年2月事業開始～現在まで 相談件数8件、新規契約件数3件（うち1名は日常生活自立支援事業に移行）。現在利用者は知的障害の方2名
 - 意思決定支援サポート養成（R7.8末）9名登録（社会福祉法人職員6名、元職員1名、市民2名）。座談会を年2回開いてフォローアップ。
 - ※参考 大川市内の成年後見制度利用者 82名（後見40名、保佐33名、補助9名）
- 財源（市費、国県補助金、他）
 - 令和6年度 予算 社会福祉協議会へ 152万6000円
 - 成年後見センターへ 187万円
 - KAERU（株）へ 110万円

※3/4は国からの補助が出ている。

4. 特徴的な取り組み

- 他自治体と異なる独自の工夫点
 - 高齢化率が高く、地方であり、マンパワーには限界がある。
 - そのため、鎌倉新書といった終活専門の企業の支援を受けたり、DX、ICTの活用により、金銭管理や報告書作成を省力化しているところが特徴
 - 職員によって対応が変わらないよう、手順がマニュアル化されている。
- 成果が出ている取り組み（数値的実績・評価）
 - 終活セミナーや出前授業の参加者は増えており、市民への啓発が進んでいる。
 - 他方で、おひとりさま支援事業は、キャッシュレス決済が前提となっており、高齢者には使いにくく、おひとりさま高齢者に利用が広がっていない。
- 市民の反応や利用者の声
 - おひとりさま支援事業を使うことで、
 - ・お金の使い方について相談できる人ができたので、新しいことにも安心して挑戦できる。
 - ・必要なものや気に入ったものを自由に購入できるが、一日の限度額が決まっているの

で、使いすぎたりして、お金がなくなることもない。

- ・現金は月1回社協職員と一緒に銀行で出金。いつもより大きな出費の日は、社協に連絡して、KAERUカードにチャージしてもらえる。

5. 課題と対応策

■ 担当者から聞いた課題

KAERUカードはキャッシュレス決済が前提となっており、高齢者には使いにくい。そのため、おひとりさまの高齢者層の利用が広がらないし、件数も少ないので、これからどうやって利用者を増やしていくかが課題

おひとりさまの死後事務についても、今後取り組みたい課題と考えている。

■ 対応や工夫の具体例

これからキャッシュレス決済が広がっていけば、もっと利用者が増えると思う。まずは終活に関して市民に元気なうちから備えてもらうために、「縁起でもない」とから、自分の残りの大切な時間をいかに自分らしく生きられるかというポジティブな思考で捉えられるような意識の改革をしていきたい。

■ 要件を満たさない人の対応

特にKAERUカードが使えない人がネックになっているが、そのような人は、日常生活自立支援事業で支え、判断能力の低下が著しくなれば、成年後見制度に繋いでいる。

6. 観察を通じての学び・所感

■ 印象に残った点

- ・人口が約3万人の小さな市であり、マンパワー不足をうまく補って、持続可能な権利擁護支援システムを立ち上げたことは素晴らしい発想だと思う。
- 他方で、高齢者がまだキャッシュレス決済に馴染んでいないことを考えると、日常的金銭管理の部分は、現金での対応もできるようにしていくことも必要なように感じた。
- ・人の生と死はつながっているため、安心して老後を過ごすのに、葬儀や埋葬、残置された動産の撤去、遺贈等の死後事務支援も課題だと感じた。
- ・家具製造の個人事業主が多いとのことであったので、生前の事業承継も大きな課題になっていると思われ、その受け皿をどう探すかも重要である。

■ 自治体への示唆（導入可能性、参考にすべき点、注意すべき点）

- ・鎌倉新書との提携や支援、KAERUカードを使ったキャッシュレス決済、地元の信

用金庫と連携した入院代の振込、医療機関も交えた身寄りがない人の身元保証に代わる仕組み作りなど、他の自治体にも非常に参考になると感じた。

- ・他方で、利用者数がまだ少数にとどまるため、今後の予算の継続的確保の視点から、より多くのおひとりさまが利用できる仕組みになるように改良点を探っていくべきと考える。

7. 添付資料

■ 配布資料一覧

- ・大川市の終活支援 取り組みの経緯
- ・出前講座「思いと願い 語ろう会」
- ・大川市における持続可能な権利擁護支援モデル事業の取り組み
- ・大川市おひとりさま支援事業のご紹介（チラシ）
- ・大川市身寄りがない人の入院や入所に関する支援マニュアル
- ・大川市高齢者等の成年後見制度の利用にかかる事務管理要綱
- ・福祉事務所地域福祉係における身よりのない方がない方がなくなったときの事務マニュアル

大川市持続可能な権利擁護支援モデル事業

～大川市おひとりさま支援事業のご紹介～

大川市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度利用促進事業」など、権利擁護支援策の充実に取組んでまいりました。この度、これらに加え“身寄りのない、あるいは身寄りがあっても支援を受けることが出来ない方”を対象とした新しい権利擁護支援モデル事業の試行的運用を開始いたします！新しい事業の名称は「大川市おひとりさま支援事業」です。

おひとりさま支援事業とは..

対象者：大川市に住民票があり、身寄りがない、あるいはいても支援を受けられない方で、

判断能力に不確かなところがあるがキャッシュレスサービスを理解・利用できる方

支援内容：①予算管理機能付きカード等を使った日常的金銭管理サービス

②意思決定センターによる意思決定支援

③入院・入所費用支払いのための支援

利用料：[一般]約2,000円/月額(①のサービス(月額)+②の訪問月2回利用の場合)

大川市社会福祉協議会

①日常的金銭管理サービス

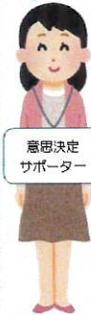
- ・**貸金庫** 通帳・印鑑などを預かり
エンディングノートも保管
- ・**KAERUカード**
1日毎、1週間毎など使える金額
を設定可能
記録も残るので安心



意思決定センター

②意思決定支援

- ・定期的な訪問 月2回
- ・行政手続き等へ同行し、窓口で
サポート（送迎はしません）
- ・KAERUカードやPayPayア
プリの使い方支援
- ・ケア会議などへの同席



③入院費用支払いのための支援

- ・大川市と大川信用金庫が協定を結び、利用者の入院費等は、本人が入院中で窓口に行
けない時でも大川信用金庫の預金口座から医療機関へ振込むことができます。

※本人の大川信用金庫口座が必要です。 ※振込み手数料はご本人負担となります。

管理・監督団体

- ・**大川市役所** 全体を管理・監督します。
- ・**大川市成年後見センター** 意思決定センターを支援します。
- ・**専門職チーム** 困難なケースへ助言をおこないます。
- ・**大川市権利擁護ネットワーク会議**
年2回事業内容を検証し、地域の課題を話し合います。

お申込み・お問い合わせ先

大川市社会福祉協議会

担当：田中・竹井

Tel 0944-86-6556

お問い合わせ先

大川市福祉事務所地域福祉係

担当：松本

Tel 0944-85-5537

相談受付窓口は、お住まいの市町村の
社会福祉協議会です。お気軽にご相談ください。

- 大牟田市社会福祉協議会 ☎ 0944-57-2531
- 久留米市社会福祉協議会 ☎ 0942-34-3077
- 直方市社会福祉協議会 ☎ 0949-23-2551
- 飯塚市社会福祉協議会 ☎ 0948-24-4500
- 田川市社会福祉協議会 ☎ 0947-44-5757
- 柳川市社会福祉協議会 ☎ 0944-72-5347
- 八女市社会福祉協議会 ☎ 0943-23-0294
- 筑後市社会福祉協議会 ☎ 0942-52-3969
- 大川市社会福祉協議会 ☎ 0944-86-6556
- 行橋市社会福祉協議会 ☎ 0930-23-1111
- 豊前市社会福祉協議会 ☎ 0979-82-3391
- 中間市社会福祉協議会 ☎ 093-244-1310
- 小郡市社会福祉協議会 ☎ 0942-73-1120
- 筑紫野市社会福祉協議会 ☎ 092-920-8008
- 春日市社会福祉協議会 ☎ 092-581-7225
- 大野城市社会福祉協議会 ☎ 092-572-7700
- 宗像市社会福祉協議会 ☎ 0940-37-1300
- 太宰府市社会福祉協議会 ☎ 092-923-3230
- 古賀市社会福祉協議会 ☎ 092-944-2941
- 福津市社会福祉協議会 ☎ 0940-34-3341
- うきは市社会福祉協議会 ☎ 0943-76-3977
- 宮若市社会福祉協議会 ☎ 0949-32-0335
- 嘉麻市社会福祉協議会 ☎ 0948-43-3511
- 朝倉市社会福祉協議会 ☎ 0946-22-7834
- みやま市社会福祉協議会 ☎ 0944-22-5000
- 糸島市社会福祉協議会 ☎ 092-324-1660
- 那珂川市社会福祉協議会 ☎ 092-952-4565
- 宇美町社会福祉協議会 ☎ 092-931-1008
- 篠栗町社会福祉協議会 ☎ 092-947-7581
- 志免町社会福祉協議会 ☎ 092-937-3011
- 須恵町社会福祉協議会 ☎ 092-933-2160
- 新宮町社会福祉協議会 ☎ 092-963-0921
- 久山町社会福祉協議会 ☎ 092-976-3420
- 粕屋町社会福祉協議会 ☎ 092-938-6844
- 芦屋町社会福祉協議会 ☎ 093-222-2866
- 水巻町社会福祉協議会 ☎ 093-202-3700
- 岡垣町社会福祉協議会 ☎ 093-283-2940
- 遠賀町社会福祉協議会 ☎ 093-293-0430
- 小竹町社会福祉協議会 ☎ 0949-62-2028
- 鞍手町社会福祉協議会 ☎ 0949-42-7800
- 桂川町社会福祉協議会 ☎ 0948-65-2271
- 筑前町社会福祉協議会 ☎ 0946-42-4555
- 東峰村社会福祉協議会 ☎ 0946-74-2012
- 大刀洗町社会福祉協議会 ☎ 0942-77-4877
- 大木町社会福祉協議会 ☎ 0944-32-2423
- 広川町社会福祉協議会 ☎ 0943-32-3768
- 香春町社会福祉協議会 ☎ 0947-32-4616
- 添田町社会福祉協議会 ☎ 0947-88-2511
- 糸田町社会福祉協議会 ☎ 0947-26-4540
- 川崎町社会福祉協議会 ☎ 0947-72-5244
- 大任町社会福祉協議会 ☎ 0947-63-4828
- 赤村社会福祉協議会 ☎ 0947-62-3004
- 福智町社会福祉協議会 ☎ 0947-22-3778
- 苅田町社会福祉協議会 ☎ 093-434-3641
- みやこ町社会福祉協議会 ☎ 0930-42-1000
- 吉富町社会福祉協議会 ☎ 0979-23-5400
- 上毛町社会福祉協議会 ☎ 0979-72-2900
- 築上町社会福祉協議会 ☎ 0930-56-2223

※市町村によっては、事業の名前や利用できる人、利用料などがパンフレットの内容と異なる場合があります。

※この事業は、北九州市社会福祉協議会、福岡市社会福祉協議会も取り組んでいます。

北九州市社会福祉協議会（権利擁護・市民後見センター「らいと」） ☎ 093-882-4914
福岡市社会福祉協議会（あんしん生活支援センター） ☎ 092-751-4338

福祉サービスを利用するには
どうしたらいいの？

月々の支払いがきちんと
できているか心配・・・。

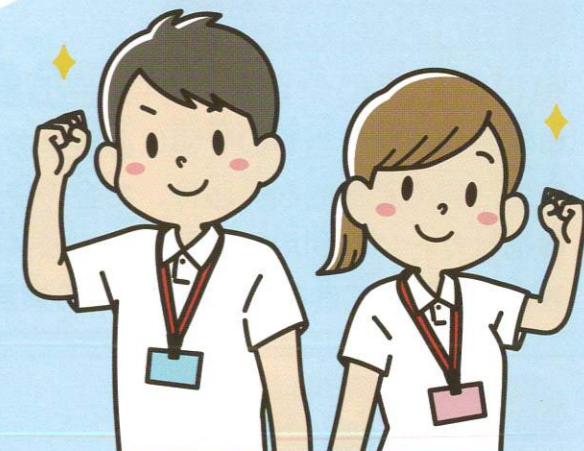
通帳や印鑑をどこに置いたか
わすれてしまう・・・。



福祉サービスの利用や日常的な
金銭管理などに不安がある方々が住み慣れた地域で
安心して暮らせるようお手伝いします。

日常生活自立支援事業 のご案内

- 福祉サービスの利用援助
- 日常的な金銭の管理
- 書類等のお預かり



社会福祉協議会(専門員・生活支援員)

Q どんな人が利用できますか？

A にんちしょう ちてきしょう せいしんしょう はんだんのうりょく ふじゅぶん 認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

※この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。

※どのくらい判断能力があるかは、「契約締結判定ガイドライン」で確認します。

※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症と診断を受けている方に限られるものではありません。

※施設や病院に入所、入院された場合でも利用できます。

Q どんなサービスがありますか？

A ふくし りょうえんじょ きほん 「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的な金銭管理」や「書類等のお預かり」を行います。

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう相談を受けます。

● 福祉サービスの情報提供、助言、利用する（やめる）ための手続き。

● 福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い。

✗ 【お手伝いできること】買い物支援、保証人、施設や病院の入所・入院の手続き、死後事務。

福祉サービスを利用するにはどうしたらいいの？

日常的な金銭管理

毎日の生活中に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

● 年金や福祉手当等の受領に必要なお手伝い。

● 生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談、助言。

● 福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払いのお手伝い。

✗ 【お手伝いできること】預金の資産運用や確定申告、債務整理にかかる手続き。

月々の支払いがきちんとできているか心配・・・。

書類等のお預かり

大切な書類や印鑑、証書などを安全にお預かりします。

● 保管できるもの

年金手帳・証書、預貯金通帳、登記識別情報通知書、印鑑、キャッシュカードなど

✗ 【保管できないもの】宝石、書画、骨董品、貴金属類、家の鍵など

通帳や印鑑をどこに置いたかわす忘れてしまう・・・。

Q 費用はかかりますか？

A そうだん むりょう けいやくご りようりょう あず りょう ひつよう 相談は無料ですが、契約後は利用料や預かり料が必要です。ただし、生活保護を受けている方は、すべて無料です。

利用料 令和7年4月1日から

1時間まで	1,200円
1時間を超えて 1時間30分まで	1,800円
1時間30分を超えて 2時間まで	2,400円
2時間を超えて 2時間30分まで	3,000円
2時間30分を超えて 3時間まで	3,600円
3時間を超えた場合	4,200円

預かり料

お住まいの市町村の社会福祉協議会でお預かりする場合

日常的な金銭管理にかかる書類等を預かります。

(預貯金通帳、通帳印など)

※ 50万円以内の預貯金通帳に限ります。



銀行の貸金庫等でお預かりする場合

普段取り扱わないその他の書類等を預かります。

(年金手帳・証書、預金通帳、登記識別情報通知書、

実印、キャッシュカードなど)

※ 500万円以内の預貯金通帳に限ります。

月 350円
(年 4,200円)

月 250円
(年 3,000円)



Q

り よう
どうすれば利用できますか？

A

す し ちょうそん しゃかいふく し きょう ぎ かい そくだん
まずはお住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

り よう し えん かい し なが 利用(支援)開始までの流れ

そくだんうけつけ
相談受付

ほうもんちょうさ
訪問調査

しえんけいかくさくせい
支援計画作成

けいやく
契約

しえんかいし
支援開始

す し ちょうそん
お住まいの市町村
しゃかいふく し きょう ぎ かい
の社会福祉協議会
そくだん
にご相談ください

- 本人以外でも、家族など身近な方、福祉サービス事業者、民生委員など、どなたでも構いません。
- プライバシーに配慮し、相談内容の秘密は守ります。

せんもんいん じたく びょう
専門員が自宅・病院・施設を訪問し、
そくだんにのります

- 本人の困りごとや契約意思、契約能力の確認をします。
- 契約能力の確認が難しい場合は、「契約締結審査会」で審査します。

ほんにん き はな
本人の希望を聞き、話
あ し えんけい かく
し合って支援計画をつ
くります

- 困っていることや希望を確かめながら、話し合って支援計画をつくります。

り ようけいやく ていけつ
利用契約を締結し
ます

- 契約は、内容に間違いがなければ、本人と社会福祉協議会とで行います。

かいし
サービスを開始し
ます

- 支援計画に沿って、生活支援員がサービスを提供します。

※ここから利用料・預
りょう はつせい
料が発生します。



せんもんいん やくわり 専門員の役割

こま なや そくだんう
困りごとや悩みについて相談を受けます。
そして本人の希望をもとに適切な支援計
かくつく けいやく
画を作り、契約をします。サービスの利
ようはじ
用を始めてからも、心配な点があればい
つでも相談を受けます。

せいいかつ し えん いん やくわり 生活支援員の役割

しえんけいかく そ
支援計画に沿って、定期的に訪問します。
ふくし りょうてつづ
福祉サービスの利用手続きや、預貯金の
だいひ てつだ
出し入れをお手伝いします。

けいやくていけつ しんさかい 契約締結審査会とは

べんごし いし しゃかいふく し し
弁護士、医師、社会福祉士などの専門家
こうせい ほんにん けいやくのうりょく
で構成され、本人の契約能力や判断能力
かくにん ひつよう ぱあい
の確認が必要な場合、専門的な立場で契
やくかひとうしんさ
約可否等を審査します。
また、よりよい支援のため、専門員や生
かくしえんいん じょげん
活支援員への助言も行います。

安心してご利用いただくために

福岡県運営適正化委員会 (☎ 092-915-3511)

この事業の適切な運営を確保するため、法律・医療・福祉の専門家が事業全般の監視を行っています。また、利用者からの苦情相談を受け付ける窓口も設置しています。

このお手伝いに不満等があるときは、まずは社会福祉協議会に連絡ください。



成年後見制度について

日常生活自立支援事業は、本人にこのサービスを利用する意思があり、契約内容がある程度理解できる方と社会福祉協議会が対等な立場で契約することが前提です。理解力の低下などにより、社会福祉協議会との契約可能な判断能力がなくなった場合には「成年後見制度」が利用できます。

成年後見制度とは、判断能力が著しく不十分になられた方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）を保護し、支えるための制度です。判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

また、判断能力が不十分になったときに、あらかじめ契約を結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」もあります。

成年後見制度に関するお問合せ先

- 福岡家庭裁判所後見センター ☎ 092-981-9606
- 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート福岡支部 (福岡県司法書士会) ☎ 092-738-1666
- 高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」(福岡県弁護士会) ☎ 092-724-7709
- ぱあとなあ福岡 (公益社団法人 福岡県社会福祉士会) ☎ 092-483-2941
- 一般社団法人 社労士成年後見センター福岡 ☎ 092-414-8775
- 成年後見支援センター (九州北部税理士会) ☎ 092-433-2366
- 公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター福岡県支部 (福岡県行政書士会) ☎ 092-641-2501

事例

80歳の女性Aさんは、年金を受給しながら、一人で在宅生活をしています。

訪問販売業者が何度も家に来ているのを見かけた近所の方が、状況を確認すると、家の中に開封していない段ボールが多くあり、不要なものを買わされているようでした。本人は、だまされたことを理解できていないため、今後、安心して生活できるように、社会福祉協議会に相談がありました。



援助内容

生活について

料理や掃除が十分にできていなかったため、ホームヘルプサービスなどの利用について話し合い、介護保険の申請のことも含めて、ケアマネジャーを調整することとしました。「ひとり暮らしで話し相手がない」というAさんの訴えにより、近所で行われているふれあいいきいきサロンの紹介や、社協ボランティアセンターに登録している傾聴ボランティアの調整も行いました。

悪質な訪問販売から守るため、民生委員・児童委員や近所の方に見守りをお願いしました。

日常的なお金の管理について

公共料金の支払いを忘れ、滞納することがあるため、引き落としの手続きを行いました。食費等の必要経費を考えながらお金を使うことが難しくなったため、毎月定期的に生活費を届けることとしました。



書類等預かりサービスについて

物忘れが多くなり、通帳や印鑑の保管場所が分からなくなることがあるため、預かりサービスを利用することとしました。



視察報告書

全体概要・まとめ

久留米市は福岡県の中央からやや南寄りにある約30万人の都市であり、約34万人の奈良市に近い規模である。65歳以上の人口割合は27.9%、要支援・要介護人口は約17,000人であり、奈良市の31.2%、約21,000人よりもやや少ない状況である。

以前から運営していた成年後見センターにおいて、身寄りのない人の死後事務の問題に突き当たり、解決策を模索していたが、福岡市社協の事業を取り入れ、令和6年に人生あんしん事業を開始した。補助金がなく完全な自主事業として運営している。他方支援対象者の資産や収入に制限を設けていない。生前事務は見守りのみであり、死後事務を中心とした支援である。

久留米市の視察の前に隣接する大川市を視察したが、そこが生前の支援を中心としていること対照的であり、自治体におけるニーズ違いや福岡市社協のように広範囲の支援体制が構築できない自治体での対応方法について学ぶところが多いと考える。

◆ 観察先

1. 基本情報

- 観察先自治体名
久留米市
- 担当部署・担当者名
久留米市社会福祉協議会地域福祉課 漆原氏（課長）、川上氏（課長補佐）、田中氏
- 観察日
令和7年10月21日
- 同行者
佐々木、福本、阪本、射場

2. 事業の概要

- 事業名
人生あんしん事業
- 開始年度
令和6年度
- 目的・背景
社会福祉協議会の別の部署が「成年後見センター」を運営しているが、そこで身寄りのない方が亡くなった場合の死後事務について支援していく必要性を令和1年頃から感じていた。その後体制づくりを模索していたが、コロナ禍や令和5年の水害などもあり令和6年になって実施できるようになった。事業内容は、福岡市社会福

祉協議会の事業を参考にしている。

事業の目標は以下のとおりである。

- ・誰もが安心して地域で長く住み続けるために一人一人を支える仕組み作りを行う。
- ・不安を抱えている方などを対象に死後事務を行うことで「自分らしく人生を終えられる」お手伝いをする。

■ 対象者

(1) 対象者

- ①久留米市内に居住する 75 歳以上の人、または慢性疾患等がある 65 歳以上の人
(慢性疾患の内容は、例えば「高血圧」といったもので足りる比較的緩い認定)
- ②契約能力がある人
- ③支援のできる親族がいない人
(親族がいるが疎遠であるというような場合は、いったん親族と話し合ってみる
ように伝え、それでも支援が難しい場合は検討する。)
- ④生活保護受給中ではない人
- (2) 契約までの流れ (所要期間は 3~6 ヶ月)
 - ①相談受付 (祉協に相談希望の連絡)
 - ②面談 (祉協で面談)
 - ③葬儀・納骨先の決定 (相談者と話し合って決める)
 - ④家財処分の見積もり (祉協と業者が自宅訪問して見積もりをする。)
 - ⑤引渡人の指定、指定できない場合は公正証書遺言 (遺言執行者をつける) 作成
(遺言作成費用、弁護士費用は本人負担)
 - ※引渡人とは、預託金に残余があれば引き渡し、不足があれば支払をしてもらう人
 - ⑥契約

■ 実施主体 (市役所内課、祉協委託、NPO 等)

社会福祉協議会

3. 事業内容の詳細

■ 主な支援・事業内容

(1) 支援内容

- ①預託金方式の死後事務
 - ・病院等からの緊急連絡の受付・病室等の引き払い
 - ・葬儀、火葬、埋葬及び付隨する手続き (葬儀会社の手配、費用の支払等)
 - ・引渡人・遺言執行者等関係者への連絡
 - ・官公庁等への手続き (マイナカード・保険証・手帳等返却、資格喪失手続き)
 - ・公共サービス等に関する手続き (電気、ガス、水道、電話等)

- ・家財処分に関する手続き
 - ・賃貸住宅の処理（明渡、鍵の返却、敷金の清算等）
 - ・その他（火災保険の処理、入院費の清算、死後事務に必要な郵便物の受領等）
- ※契約前に引受人を指定するか、できない場合は遺言執行者を定めた公正証書遺言を作成する。
- ②見守りサービス（2週間に1回の電話、3か月に1回の定期訪問）
- (2) 審査業務
- ・人生あんしん事業運営審査会の設置
 - ・審査会の構成員：弁護士、司法書士、社会福祉士の3名以内
 - ・所掌業務：契約にかかる適否審査、事業に対する指導・助言、契約解除に関する適否審査、その他必要と認める事項
- 実施体制（職員数、配置、協力団体）
社会福祉協議会の職員のみ6名で実施
 - 利用状況（相談件数、参加者数、利用者層）
相談件数等：令和6年度以降、相談件数68件、契約件数7件
内訳：（性別）男性30名（44%）、女性33名（49%）、不明5名（7%）
（年代別）70代14名（21%）、80代19名（28%）、90代7名（10%）、不明25名（37%）
 - 財源（市費、国県補助金、他）
なし。完全自主事業
 - 費用
 - ・入会金15,000円
 - ・年会費10,000円
 - ・預託金（別途家財処分費用の見積もりに応じた金額、実際には多めに預かる。∴資金不足を起こさないように。）
 - ・着手金（預託金の1割）

4. 特徴的な取り組み

- 他自治体と異なる独自の工夫点
 - ①身寄りのない方に対する支援のうち、死後事務を中心としている。終活セミナーや居住支援などは行っていない。
 - ②対象者の資産や所得による制限を行っていない。しかし、これまで事業に対して民業圧迫といった声は聞こえていない。
 - ③自主事業で行っている。
- 成果が出ている取り組み（数値的実績・評価）
令和6年開始で、現在7名の契約となっている。

■ 市民の反応や利用者の声

- ・サロンの参加者から「友人に親族が近くに居ない人がいるので勧めたい」との意見があった。
- ・マンション自治会長からマンションに単身高齢者が多数住んでいるので、その人たちに知ってほしいのでリーフレットがほしいと来所してきた。
- ・審査会には弁護士、司法書士がいたため、社協とは違った観点からの意見が得られた。
- ・契約締結に至った人からは、自分が亡くなった後のことについて安心したとの声をいただいた。
- ・契約には至らなかったが、これをきっかけに親族と話をする機会ができたという人がいた。

5. 課題と対応策

■ 担当者から聞いた課題と対応策

- ・地域のサロンやケアマネの研修会などの周知啓発を図る
- ・本事業はケースバイケースの部分が多く、その都度対応することで経験を重ねていくしかないと思った。
- ・契約者を増やすことでいざれは利用料で事業運営できるようにしたい。
- ・将来身寄りのない人が増えていく見通しなので、制度・サービスの利用だけではなく地域住民同士の支え合いにもつなげられるように、地域の居場所等へのつなぎも行っていく。
- ・入院時の身元保証で困っている人への対応をどうするのか、子どもがいても引きこもりで死後事務ができるのか不安、その子ども自身の終活支援が不安という声がある。

6. 視察を通じての学び・所感

■ 印象に残った点

- ①身寄りのない人の支援のうち預託式の死後事務委任に重点をおいているという印象を受けた。
- ②事業実現の経緯として、熱意ある職員の進言に始まり、その問題意識が上司にも共有され、コロナ禍を過ぎたところで実現したということであり、職員の熱意と予算などのハードルを理由に拒絶しない職場環境がうまくマッチしたという印象を受けた。
- ③見守りサービスは無償で実施しているが、他の委託事業（重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等）に関連させて実施しているとのことであり、できるだけ負担を少なくするように努力している印象を受けた。

- 自治体への示唆（導入可能性、参考にすべき点、注意すべき点）
 - ① 久留米市は、死後事務に中心を置いて支援を行っており、中規模の自治体であっても、事業を実現させることは十分に可能と思われる。
 - ② 対象者の資産や所得を制限していないが、これによる民業圧迫との批判は受けているようである。高齢者を狙い撃ちにした悪質商法は以前から知られており、高齢者もどこに終活支援を依頼すればいいのかわからない状況がある。その点、社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とする非営利団体であり、高齢者にとって安心して終活支援を任せることができるというニーズもあるから、あまりに民業圧迫を強調しすぎると地域福祉が後退してしまう恐れがある。
 - ③ 死後事務委任にあたって公正証書遺言の作成をお願いすることがあるが、その際遺言者が社会福祉協議会に遺贈する場合も一定の割合で生じる。任意の遺贈は全く問題はないが、本人の判断に対する中立性を担保する仕組みが必要となってくる。審査会の設置はその一つであるが、全国の他の自治体では、遺贈の一般募集も行っているところもあり、利益相反を生じないような遺贈の形を考えることは可能である。

7. 添付資料

-
- 配布資料一覧
 - ・人生あんしん事業実施要綱
 - ・人生あんしん事業運営審査会設置要綱
 - ・人生あんしん事業契約書
 - ・支援計画
 - ・人生あんしん事業～あなたらしい将来を迎えるために～
 - ・人生あんしん事業～あなたらしい将来を迎えるために～（リーフレット）
 - ・くるめ福祉（2024年7月号）
 - 写真（必要に応じて）

終活 事業始めました。 人生あんしん事業

～あなたらしい将来を迎えるために～

身寄りがない…

将来のことが不安だ。

でも…どうしたら？



コーディネーターが
あなたの人生をコーディネート！

わたくしたちにご相談ください！

誰もが安心して地域で住み続けられるようお手伝いします。

社会福祉 法
久留米市社会福祉協議会



超高齢社会を迎える家族もいない、
自分が死後はどうなるだろう…など
不安を抱えている方などを対象に、死後事務を行
うことで「自分らしく人生を終えられる」
そんなお手伝いをします。

人生あんしん事業



下記の条件を満たす方が事業の対象となります。

- ① 久留米市内に居住する75歳以上の方、または慢性疾患等がある65歳以上の方
- ② 契約能力を有している方
- ③ 支援できる親族がない方
- ④ 生活保護を受給していない方

※原則すべての条件を満たす方とします。

実施するサービス

- ① 預託金によるサービス
- 事前に預託金をお預かりし、葬儀・家財処分などを実施します。
- ② 見守りサービス

2週間に1回の電話による様子観察、3ヶ月に1回の定期訪問による
状況確認をします。

利用料金

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 入会金 | 15,000円 (初回のみ) |
| ② 年会費 | 10,000円/年 |
| ③ 預託金 | 別途見積り (葬儀・家財処分等) |
| ④ 見守りサービス | 無料 |
| ⑤ 事業着手金 | 預託金の1割 |



【全】78 / 78 ページ